第６４回社会保障審議会年金事業管理部会 令和４年１２月１３日	資料１

日本年金機構の令和４年度の取組状況について

日本年金機構

目　次

１．令和４年度における主な事業の取組状況について・・・・・・・・・Ｐ１
２．国民年金の適用・収納対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ３
３．厚生年金保険等の適用・徴収対策・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ９
４．年金給付・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ15
５．年金記録の正確な管理と年金記録問題の再発防止・・・・・・・・・Ｐ19
６．年金相談等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ21
７．外部委託の活用と管理の適正化・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ25
８．社会保険オンラインシステムの改善・開発・・・・・・・・・・・・・Ｐ27
９．ＩＣＴ化の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ31
10．その他（リスク管理体制、女性活躍・働き方改革の推進等）・・・Ｐ36

１．日本年金機構令和４年度における主な事業の取組状況について

○基幹業務における主な取組

項目	年度計画等における目標	取組状況等
国民年金	○現年度納付率について、前年度実績を上回るとともに令和２年度納付率（71.5%）から2.0ポイント程度の伸び幅を確保 ○最終納付率について、令和２年度の現年度納付率から8.0ポイント程度の伸び幅を確保	○20歳到達者や若年者への納付督励や地域の実情を踏まえた対策、強制徴収の実施など各種取組を着実に推進 ⇒令和４年度現年度納付率は、令和４年９月末時点で69.1%となり、令和３年９月末時点の67.2%から+1.9ポイント上昇、令和２年９月末時点の64.3%に対して+4.8ポイント上昇 ○最終納付率80%到達を新たな挑戦として掲げ、本部に専門チームを設置し、未納者属性に応じた対策の実施及び拠点の進捗管理・指導を徹底 ⇒最終納付率は順調に進捗し、令和４年９月末時点で79.5%、令和２年度現年度納付率から+8.0ポイント上昇となり、目標を達成
厚生年金保険適用	○加入指導による新規適用事業所数について、8.0万事業所を確保	○国税源泉徴収義務者情報等を活用して把握した適用調査対象事業所に対して、文書・電話・訪問等による加入指導を実施 ⇒職員の加入指導により、令和４年９月末までに約5.2万事業所を新規適用 適用調査対象事業所数は約18.5万事業所から約16.8万事業所に減少
	○事業所調査について、10万事業所に対して調査を実施する ○短時間労働者適用拡大の対象事業所への制度周知及び事業所調査の実施	○優先度を踏まえて対象事業所を選定し、臨場、呼出、郵送等の手法を組み合わせ、9.3万事業所の調査を実施 ○短時間労働者の適用拡大の対象事業所（５万社）に対して、令和３年度に引き続き制度周知を兼ねた事業所調査を実施 ⇒令和４年度は９月末時点で2.3万事業所の調査を実施（令和３年度2.1万事業所）。また、0.7万事業所に対して原則訪問による制度周知を実施。
厚生年金保険徴収	○収納率について、前年度と同等以上の水準を確保	○滞納事業所に対しての電話等の納付督励や、法定猶予制度適用事業所に対して新規調定額以上の納付計画を基本とする運用の徹底 ⇒厚生年金保険料の収納率は96.6%（前年同月比+0.6%）となり、前年度と同等以上の水準を確保（法定猶予制度の適用を受けている保険料額を除いた場合の収納率は98.5%）
年金給付 年金相談	○「サービススタンダード」の達成率90%以上を維持	○老齢年金（１ヶ月以内）、遺族年金（１ヶ月以内）、障害年金（３ヶ月以内）のサービススタンダードの達成率について、老齢98.9%、遺族98.1%、障害94.8%と高い水準を維持
	○コールセンターでの応答率70%以上を目指す	○目的別・内容別コールセンターの設置や入電状況に応じてコールセンター間で協力連携を実施 ⇒４月から９月までの応答率は72.0%となり、70%以上を維持

○オンラインビジネスモデルの推進

施策		主な取組内容
サービスのオンライン化	事業所向け	○電子申請の利用促進に取り組み、重点的に利用勧奨を実施している義務化事業所のうち92.4%（2.2万事業所）、被保険者51人以上事業所のうち73.5%（6.8万事業所）が電子申請を利用（令和４年10月末時点） 資格取得届等の主要７届書における電子申請割合は、令和４年10月末時点で63.9%となり、本格的な利用促進の取組開始前（令和元年度）の23.0%から大幅に上昇 ○e-Govの電子送達機能を活用し、新たに保険料額や増減内訳等の情報を電子送付するサービス（オンライン事業所年金情報サービス）を開始予定（令和５年１月）
	個人向け	○マイナンバーカード・マイナポータルとねんきんネットの認証連携をベースとしたオンラインサービスの拡充に取り組む方針とし、マイナポータル経由のねんきんネット利用者は令和４年10月末時点で129.1万人（令和３年度末69.5万人）と順調に推移 認証連携を活用した以下のサービスを構築 ・国民年金の加入手続・保険料の免除申請等について、マイナポータルを活用し、お客様の情報をあらかじめ申請画面に表示した簡易な電子申請を可能とするサービスを開始（令和４年５月） ・これまで紙で送付していた社会保険料（国民年金保険料）控除証明書について、マイナポータルを活用しお客様に電子送付するサービスを開始（令和４年10月）。公的年金等源泉徴収票に関しても電子送付を開始予定（令和５年１月） ○国民年金保険料納付書のバーコードをスマートフォンで読み込み、キャッシュレス納付できるサービスを開始予定（令和５年２月）
デジタルワークフローの確立		○経過管理・電子決裁システムによるデータ処理の対象届書について、新たに新規適用届書など13届書を追加。（令和４年10月） これにより、機構に申請・届出される全届書件数のうち、当該システムによる処理割合が95%から98%に拡大 ○届書の画像化・データ処理により受付拠点と審査処理拠点の分離が可能となったことを踏まえ構築した、大規模事務センターの審査・決裁業務の一部を他の事務センターに分散して業務処理を行う体制を継続。令和４年10月から業務分散の範囲を拡大し、更なる事務センターの規模・業務量の平準化を推進

○リスク管理体制の整備

○「三線防御体制」の確立に向けた体制整備として、令和４年４月に監査部内にリスク管理体制が有効に機能しているかチェックを行うグループを設置し、記録調査業務の集約に伴う業務運営について監査を実施

○当該監査等を踏まえ、①届書の受付、処理件数等をモニタリングし、本部現業の処理遅延のリスクを早期に把握する仕組みの構築、②記録調査業務の処理方法の見直し、③業務品質管理部が業務を本部に集約する際の事前検証を行うこととし、その体制の整備に着手

○女性活躍及び働き方改革の推進

○女性管理職比率の向上に向け、管理職登用試験への応募者を増加させるため、階層に応じた個別面談や研修を実施

○女性管理職比率は令和４年10月時点で15.4%となり、一般事業主行動計画の目標（令和５年度末までに15.5%）を前倒しで達成できる見込みであるが、今後の安定的な女性管理職比率向上に向け、令和４年12月に女性活躍の推進体制を強化

○働きやすい職場環境の確立に向け、介護休暇等６種類の休暇の見直し（有給化）を行うとともに、出生サポート休暇及び配偶者同行休業を新設

○組織目標に働き方改革の推進を掲げ、組織一体となった時間外勤務の削減に取り組んだ結果、管理職・一般職の時間外勤務は減少傾向にあるが、更なる管理職の負担軽減及び時間外勤務の削減に向け、管理職が行う管理業務の効率化や、相対的に時間外勤務が多いお客様相談室長の負担軽減を目的とした室長代理の配置拡大・決裁権限の見直しを実施

２．国民年金の適用・収納対策

令和４年度計画の概要	令和４年度の主な取組状況
【国民年金の適用促進対策】 （確実な適用の実施） 〇20歳到達者について、職権による適用を行うとともに、20歳到達月の前月には本人及び世帯主等に対する前納制度、口座振替及びクレジットカードによる納付を案内した加入前のお知らせを送付する等、若年者に対する制度周知及び納付督励に係る施策を強化する。 〇地方公共団体情報システム機構（Ｊ－ＬＩＳ）から提供される情報により把握した34歳、44歳及び54歳到達者に対する届出勧奨等を確実に実施するとともに、この年齢に限らない未加入者を早期に把握するための対策の実施に向け検討を進める。 〇被保険者種別変更について、届出勧奨及び届出がない場合の資格取得等の手続を確実に実施する。 （外国人の適用対策） 〇法務省出入国在留管理庁から提供される外国人情報と機構が保有する記録の突合せを行い、未加入者への届出勧奨及び届	**【国民年金の適用促進対策】** （確実な適用の実施） ①20歳到達者の適用 〇地方公共団体情報システム機構（以下「Ｊ－ＬＩＳ」という）から提供される情報に基づき、機構で第１号被保険者となることが把握できた全ての20歳到達者について職権による適用を実施（51万人）しました。 また、20歳到達時に送付する納付書に同封しているパンフレット「国民年金の加入と保険料のご案内」について、世帯主にも内容を確認いただくよう案内を追記するとともに、納付・免除等の案内をより分かりやすく変更しました。 ②節目年齢到達者の適用 〇Ｊ－ＬＩＳから提供される情報により把握した34歳、44歳及び54歳到達者（252万人）のうち、海外から転入された方で基礎年金番号が付番されていない方等に対して届出勧奨を行った上で、届出がない方について職権による適用を実施（１万人）しました。 また、海外から転入された方を早期に把握するための仕組みについて、令和６年度中の実施に向け準備を進めています。 ③種別変更者の適用 〇退職者及びその被扶養配偶者に対しては、被保険者種別変更の届出を要する事由が発生したときから２か月後に届出勧奨を行った上（92.8万人）で、届出がない方について職権による適用を実施（54.0万人）しました。 その際、第１号被保険者へ種別変更した方に対しては職権適用通知書に失業特例免除周知用リーフレットを同封するなどの取組を行い、令和４年９月末までに失業特例免除を17.8万人承認しています。 （外国人の適用対策） 〇令和元年６月以降、法務省出入国在留管理庁から提供される特定技能外国人等の情報を基に、機構において適用の有無を確認し、第１号被保険者として適用すべき方404人（令和４年度においては237人）（自主的に届出された方を除く）について、職権による適用を実施しました。

出がない場合の職権による適用を確実に実施する。	
○分かりやすい制度説明を行うため作成した多言語による制度説明のパンフレット等を活用し、機構ホームページの案内を充実するとともに、関係機関と制度周知について連携することにより、適用を促進する。	○日本に住む外国人、技能実習生等に対し分かりやすい制度説明を行うため、令和３年度に作成した日本語にひらがなを付したパンフレット「公的年金制度のご案内」に加え、更に５種類の日本語にひらがなを付したパンフレット「日本の公的年金に加入手続きはお済ですか？」等を作成しました。
（関係機関との連携） ○マイナポータルを利用した国民年金の加入手続、保険料の免除申請手続の実施を進めるとともに、ハローワークと連携し、雇用保険説明会における被保険者種別変更届の届出勧奨や失業特例免除制度の説明などの取組を進める。	（関係機関との連携） ①届出のデジタル化 ○デジタル庁等の関係機関と連携し、国民年金の加入手続、保険料の免除申請の手続について、令和４年５月よりマイナポータルを利用した電子申請を開始しました。 ※マイナポータルを利用した電子申請の具体的な取組状況については、「９.ICT化の推進」に記載 ②ハローワークとの連携強化 ○雇用保険説明会における離職者に対する失業特例免除等の周知に加え、マイナポータルを利用した電子申請の開始に伴い、電子申請利用の周知、電子申請周知用のポスターの掲示及びリーフレットの窓口への備付けをハローワークに依頼しました。
（無年金及び低年金への対応） ○任意加入制度の勧奨について、引き続き任意加入し納付することで受給要件を満たす方への勧奨を確実に実施する。	（無年金及び低年金への対応） ○任意加入制度の勧奨について、令和３年度に60歳から65歳到達までに任意加入し納付することで老齢年金の受給要件を満たす方に対して勧奨を実施（９千人）し、その結果、776人の申込みがありました。 令和４年度においても、引き続き勧奨を実施することとしています。
○追納勧奨について、令和３年度に実施した２年目、９年目の期間を有する方への勧奨を継続して実施する。	○追納勧奨については、過去10年以内に免除期間を有する方のうち、下記①又は②に該当する方に対して追納勧奨を実施（618万人）し、追納をした人は12.8万人となりました。 ①保険料に加算額が上乗せされる前である免除等承認後２年目の期間を有する方 ②免除等承認後、追納可能な期限（10年）の直前となる９年目の期間を有する方

【国民年金の収納対策】
（納付率の目標）

○令和４年度分保険料の現年度納付率については、前年度実績を上回るとともに、令和２年度実績（71.5%）から2.0ポイント程度の伸び幅を確保し、令和２年度分保険料の最終納付率については、令和２年度の現年度納付率から8.0ポイント程度の伸び幅を確保する。

【国民年金の収納対策】
（納付率の目標）
【納付率の状況（令和４年９月末時点）】
○令和４年度は、現年度納付率70%台前半を確保するとともに、最終納付率については80%台に到達することを目指し、20歳到達者や若年者に対する納付督励、過年度２年目に未納期間を有する方に対する納付督励等を徹底して実施することを基本に行動計画を策定し、取り組みました。

○令和４年９月末の令和４年度分保険料の現年度納付率は69.1%となり、令和３年９月末（67.2%）に対して＋1.9ポイント、令和２年９月末（64.3%）に対して＋4.8ポイント上回って推移しています。
納付率の増加要因としては、20歳到達者への加入前のお知らせを送付したことや、職権適用の際に加入のお知らせと同時に納付書を送付したこと、20歳到達後の新規１月未納者に対し催告文書及び納付書を送付したこと等により、特に若年者の納付が促された効果と考えています。

【現年度納付率の推移】

	令和２年９月末	令和３年９月末	令和４年９月末
現年度納付率 （前年度からの伸び） （前々年度からの伸び）	64.3%	67.2% （＋2.9ポイント）	69.1% （＋1.9ポイント） （＋4.8ポイント）

○令和４年９月末の令和２年度分保険料納付率（最終納付率）は、80%到達を新たな挑戦として掲げ、本部に専門チーム（納付率80%促進チーム）を設置しました。未納者属性（過去の納付実績等）に応じ重点的に取り組むべき対象層を選定した上で、重点分野に対する統一施策を拠点へ指示するとともに、拠点の進捗管理を徹底、拠点訪問を実施し低調拠点への指導を強化すること等により、令和２年度現年度納付率から＋8.0ポイントの伸び幅を確保し、79.5%となっています。

【最終納付率の状況】

	令和２年度末 （現年度）	令和３年度末 （過年度１年目）	令和４年９月末 （過年度２年目）
令和２年度分保険料（最終）納付率 （前年度末からの伸び） （前々年度末からの伸び）	71.5%	77.8% （＋6.3ポイント）	79.5% （＋1.7ポイント） （＋8.0ポイント）

<table>
<tr>
<td>（収納対策の具体的な取組）
〇年齢、所得、未納月数等、未納者の属性に応じた収納対策を推進するとともに、納付の重要性を訴求し、納付月数を確保するための徹底した納付督励を行うこととする。</td>
<td>（収納対策の具体的な取組）
〇納付月数確保のための徹底した納付督励等について、効率的・効果的な取組を実施するため、年齢、所得、未納月数等、未納者の属性に応じた収納対策を次のとおり実施しました。
・新たに未納となった方に対しては、新規１か月未納者に催告文書を送付（20歳到達者には催告文書に加え、納付書を送付）するとともに、新規３か月未納者には催告文書に加え、納付書を送付
・過年度２年目に未納期間があり、過去に納付実績がある方に対して納付書を送付し、それでも未納が解消されていない方に対しては特別催告状を送付するとともに、過去に免除実績がある方に対して免除等申請書を送付
・若年者への取組として、20歳到達者について、加入前のお知らせを送付することや、職権適用の際に加入のお知らせと同時に納付書を送付するとともに、更に下期において若年者に年金制度の有用性を訴求する専用チラシを送付する予定
・外部委託事業者による納付督励・免除勧奨業務について、事業者に対し新たに未納となった方、50歳代の方等の効果が高い属性の対象者情報を提供するなど連携を図り、効果的・効率的な納付督励を実施</td>
</tr>
<tr>
<td>（地域の実情を踏まえた対策）
〇沖縄県については、無年金者及び低年金者の増加を防止するため、これまで必要な体制整備及び支援策を講じ、効果的な取組を実施したことにより納付率は着実に向上してきているものの、依然として他の都道府県に比べ納付率が低い状況となっていることから、更なる納付率向上を目指す。</td>
<td>（地域の実情を踏まえた対策）
〇沖縄県について、令和３年度末の現年度保険料納付率（66.8%、前年度実績から＋5.8ポイント）は着実に向上してきているものの、依然として全国（73.9%）と乖離している状況となっています。そのため、令和４年度においても引き続き年金事務所に特定業務契約職員を配置するとともに、沖縄県内６年金事務所が各市町村と連携を図りながら、納付率向上に向けた取組を実施した結果、令和４年９月末の現年度納付率は56.6%、対前年同月比＋4.0ポイントとなりました。

【沖縄県の現年度納付率の推移】
<table>
<tr><td></td><td>令和元年９月末</td><td>令和２年９月末</td><td>令和３年９月末</td><td>令和４年９月末</td></tr>
<tr><td>沖縄県計
（前年度からの伸び幅）</td><td>42.4%
（＋2.5ポイント）</td><td>48.1%
（＋5.7ポイント）</td><td>52.6%
（＋4.5ポイント）</td><td>56.6%
（＋4.0ポイント）</td></tr>
</table>
※沖縄県は令和元年８月より体制強化</td>
</tr>
</table>

○大都市圏の未納者数の多い年金事務所に対する体制強化を踏まえ、更なる納付率向上のための支援策を講じるとともに、効果的な取組を図る。	○大都市圏の未納者の多い年金事務所（20か所）について、納付率向上に向けた取組を実施した結果、令和４年９月末の現年度納付率は67.2%、対前年同月比＋2.5ポイントとなり、全国平均（＋1.9ポイント）を上回って推移しています。
（強制徴収の着実な実施） ○控除後所得が300万円以上かつ７月以上保険料を滞納している場合は、全員を強制徴収対象者と位置付けた上で、納付の状況などを踏まえつつ、最終催告状を確実に送付し、督促しても自主的に納付しない方について、滞納処分を行う。	（強制徴収の着実な実施） ○強制徴収業務については、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、令和３年４月から段階的に再開してきましたが、令和４年７月からは令和２年度の当該業務停止前の控除後所得300万円以上かつ７月以上保険料を滞納している方に対象範囲を戻し、令和４年９月末までに13万人に対して最終催告状を送付しました。このうち、納付がなかった４万人に対して令和４年９月末までに督促状を送付しています。
○効率的かつ着実に滞納処分を実施するため、徴収ルールに基づく事務処理を的確に実施するとともに、強制徴収事務の定型業務を事務センターへ集約する等の徴収体制の整備を進める。	○強制徴収業務の対象範囲の拡大にあわせ、これまで年金事務所で実施していた当該業務のうち、最終催告状、延滞金納付書及び金融機関預金調査書の作成・発送について、令和４年10月から事務センターに集約し、効率化を図りました。
（納めやすい環境の整備） ○口座振替について、早くから利用いただけるよう従来の年次での勧奨に加え、 20歳の資格取得後、被保険者種別変更後、学生納付特例期間終了後の現金納付者を対象とした勧奨を実施するとともに、コンビニエンスストア及びインターネットバンキングによる納付方法についても周知を行い納めやすい環境の整備に努める。	（納めやすい環境の整備） ○口座振替及びクレジットカード納付による令和４年９月末の実施率は38.0%となり、令和３年９月末（37.2%）に対して＋0.8ポイント上回って推移しています。なお、コンビニエンスストア及びインターネットバンキングによる令和４年９月末の利用件数については、令和３年９月末（933万件）と同程度の931万件となっています。 【口座振替及びクレジットカード納付実施率（利用者数の割合）】

	令和３年９月末	令和４年９月末	対前年同月比
口座振替実施率	31.8%	31.8%	±0.0ポイント
クレジットカード納付実施率	5.4%	6.2%	＋0.8ポイント
合計	37.2%	38.0%	＋0.8ポイント

○納めやすい環境の整備に向け、新たな納付方法の導入や申出手続の検討を進める。	○納付書に印字されたバーコード情報をスマートフォンの決済アプリから読み取ることにより、金融機関やコンビニエンスストア等に赴くことなく納付することができる仕組みについて、令和５年２月実施に向け準備を進めています。 ※口座振替納付申出手続について電子申請を可能とする仕組の検討等は「９.ICT化の推進」に記載。

３．厚生年金保険等の適用・徴収対策

<table>
<tr><th>令和４年度計画の概要</th><th>令和４年度の主な取組状況</th></tr>
<tr>
<td>

【厚生年金保険等の適用促進対策】

（未適用事業所の適用促進対策）

○未適用事業所の更なる解消に向けて、国税源泉徴収義務者情報を活用した取組を進め、令和２年度からの４年間で集中的に取り組む方針に沿って、令和４年度においても、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえつつ、継続的に取り組む。

</td>
<td>

【厚生年金保険等の適用促進対策】

（未適用事業所の適用促進対策）

○令和４年度においては、加入指導による適用事業所数の年間目標を8.0万事業所として行動計画を策定し取り組むこととしました。国税源泉徴収義務者情報の活用により把握した事業所に対する取組を基本とし、文書・電話・訪問等の加入指導を実施することにより、令和４年９月末時点において、加入指導による新規適用事業所数は、年間目標の約66%にあたる52,793事業所となっています。そのうち、国税源泉徴収義務者情報を活用した加入指導による新規適用事業所数は約2.6万事業所となっています。引き続き、感染拡大防止に対応しながら加入指導を進め、未適用事業所の適用に努めてまいります。

<table>
<tr><th></th><th>令和３年９月末</th><th>令和４年９月末</th></tr>
<tr><td>新規適用事業所数</td><td>68,770　事業所</td><td>72,045　事業所</td></tr>
<tr><td>加入指導による新規適用事業所数</td><td>58,391　事業所</td><td>52,793　事業所</td></tr>
<tr><td>国税源泉徴収義務者情報を活用した加入指導による新規適用事業所数（再掲）</td><td>24,316　事業所</td><td>26,231　事業所</td></tr>
</table>

○これらの結果、令和４年９月末時点の適用事業所数は約265万事業所となり、被保険者数は令和３年９月末に比べ約38.5万人増加し、約4,128万人となりました。

<table>
<tr><th></th><th>令和３年９月末</th><th>令和４年９月末</th></tr>
<tr><td>適用事業所数</td><td>2,556,577事業所</td><td>2,649,234事業所</td></tr>
<tr><td>被保険者数</td><td>40,896,187人</td><td>41,280,843人</td></tr>
</table>

○また、国税源泉徴収義務者情報の活用により把握した適用調査対象事業所数は、令和３年度末時点において約18.5万事業所でしたが、令和４年９月末時点で約16.8万事業所となっています。

</td>
</tr>
</table>

<table>
<tr>
<td>○令和４年度行動計画策定時に５人以上の従業員を雇用している蓋然性が高い適用調査対象事業所については、最優先で取り組み、令和４年度末までの適用を目指す。また、家族以外の従業員がいることを把握した事業所についても、適用に向けて優先的に取り組み、早期の適用を目指す。</td>
<td>○令和４年３月末時点において、５人以上の被保険者を雇用している蓋然性が高い適用調査対象事業所（以下「被保険者５人以上事業所」という。）への取組状況は次のとおりです。
被保険者５人以上事業所について、加入指導した結果、令和４年９月末までに672事業所を適用し、令和４年３月末時点の1,767事業所から489事業所まで減少しました。これらの事業所については、立入検査へ移行可能な事業所から順次立入検査を実施し、適用すべき事業所を確実に適用することとしています。

<table>
<tr><td></td><td>令和４年３月末時点の対象事業所数（※１）</td><td>加入指導により適用した事業所数</td><td>適用済又は適用対象外とした事業所数（※２）</td><td>適用基準を満たす者がいない事業所</td><td>令和４年９月末時点の対象事業所数（※３）</td></tr>
<tr><td>被保険者５人以上事業所</td><td>1,767事業所</td><td>672事業所</td><td>102事業所</td><td>504事業所</td><td>489事業所</td></tr>
</table>
（※１）令和４年３月末時点の国税源泉徴収義務者情報に基づく推定等により把握した事業所。
（※２）適用対象外とした事業所とは、法人登記情報により解散又は閉鎖となっていることを確認した事業所や現地調査等により事業実態がないと判断された事業所。
（※３）令和４年４月以降に判明した事業所は含んでいない。</td>
</tr>
<tr>
<td>○年金法改正により令和４年10月より強制適用事業所となる士業を営む個人事業所で従業員５人以上の事業所に対しては、年金局や関連団体との連携により制度周知を行い、適用を進める。</td>
<td>○厚生労働省年金局において、士業の関係団体を通じて、団体の会員に対してリーフレット等により改正内容や必要となる手続の周知をするとともに、日本年金機構ホームページに士業に係るページを設置し周知を行いました。また、日本年金機構において、労働保険適用事業所情報と厚生年金保険適用事業所情報の不一致情報に基づき、士業における適用対象となる可能性がある事業所に対し、制度周知用リーフレット及び雇用人数確認のアンケートを596件送付し、510件回答がありました。</td>
</tr>
<tr>
<td>○立入検査権限の実効ある活用を図るため、本部内専門組織において、全国の困難性の高い事案に対応する。</td>
<td>○年金事務所の再三の加入指導によっても適用に至っていない困難性の高い事案については、特別法人対策部特別適用対策グループにおいて、令和４年度に48事業所を所管事業所とし、業種の特性を分析のうえ精緻化した実効性の高い加入指導を実施し令和４年９月末時点で、20事業所を適用に結びつけました。また、効果的な取組を事務所に展開するなど、全体の実績向上につなげています。</td>
</tr>
<tr>
<td>（事業所調査による届出の適正化対策）
○適用事業所の従業員に係る適用漏れの防</td>
<td>（事業所調査による届出の適正化対策）
○令和４年度においては、短時間労働者の適用拡大等の制度周知を兼ねた事業所調査を最優先に実</td>
</tr>
</table>

止及び届出の適正化を推進するため、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえつつ、事業所調査を実施する。

施するとともに、新型コロナウイルスの影響を考慮しつつ、優先度等を踏まえた対象事業所の選定を行い、臨場、呼出、郵送等の手法を組み合わせ、10万事業所に対して調査を実施することを年間目標として取り組み、令和４年９月までに、約9.3万事業所の調査を実施し、前年比＋1,959人となる13,018人の被保険者を新たに適用しました。

目標事業所数（①）	調査事業所数（②）	進捗率 ②/①	指摘事業所数		目標被保険者数（③）	調査被保険者数（④）	進捗率 ④/③
			資格得喪関係	報酬関係			
100,000事業所	93,212事業所	93.2%	7,160事業所	30,078事業所	4,980,000人	5,026,970人	100.94%

○令和元年６月より、法務省出入国在留管理庁から提供される特定技能外国人に係る情報を基に、機構において適用の有無を確認し、令和４年９月末時点において第２号被保険者として適用すべき方240人（令和４年度においては90人）（自主的に届出された事業所を除く）が勤務する事業所に対して加入勧奨を実施し、全て適用に結び付けました。

○令和４年10月の短時間労働者の適用拡大に係る制度改正に円滑に対応するため、施行時に短時間労働者に係る資格取得届が適正に提出されるよう、該当する事業所に対して、専門家（社会保険労務士等）と連携し、訪問等による制度説明を行うとともに、施行後において届出が行われていないと思われる事業所に対し、適正な届出の勧奨や事業所調査を実施する。

○短時間労働者の適用拡大の対象事業所である約５万事業所に対し、令和３年度から制度周知を兼ねた事業所調査を実施しており、令和４年度においては、９月末時点で、23,186事業所に対し制度周知を兼ねた事業所調査を実施しました。事業所調査を実施していない対象事業所に対しても原則訪問による制度周知を８月末までに実施しました（7,307事業所）。また、適用拡大の対象事業所における説明会に専門家（社会保険労務士等）を派遣する専門家活用支援事業を令和３年度に引続き実施しました。

令和３年度調査実績①	令和４年度調査実績②	調査実績合計 ③＝（①+②）	制度周知実施済事業所件数
21,281　事業所	23,186　事業所	44,467　事業所	7,307　事業所

○大規模事業所については、本部に設置した専門組織と年金事務所等の協働により、効果的・効率的な調査を実施する。

○被保険者が１万人以上の大規模事業所については、本部に設置した特別法人対策部法人調査グループと管轄年金事務所の連携により実施しました。調査資料である給与情報等の電子媒体（給与データ）を活用することにより、全従業員について加入の要否を網羅的に確認するとともに、機構内でデータによる確認を行う等、訪問や呼出によらず、事業所との接触を控えた「非対面型」による調査手法により、年間目標としている13事業所に対し、６事業所の事業所調査に着手し、４事業所の事業所調査を完了しました。

【厚生年金保険等の徴収対策】

○厚生年金保険・健康保険等の収納率について、前年に引き続き法定猶予制度の適用を受けている保険料額を除いた収納率の管理をするとともに、納付の猶予及び換価の猶予（以下「法定猶予制度」という。）の適用を受けている保険料額を含めた収納率が、前年度と同等以上の水準を確保することを目指し、収納未済額の圧縮に努めることを目標とする。

【厚生年金保険等の徴収対策】

（令和４年９月末時点の徴収状況）

○厚生年金保険料の収納率は96.6%となり、前年同期の96.0%を＋0.6ポイント上回りました。また、徴収決定額から法定猶予制度の適用を受けている保険料額（以下「猶予保険料額」という。）を除いた収納率は98.5%となりました。

〈厚生年金保険料収納率〉

厚生年金保険	令和３年９月末	令和４年９月末	令和４年９月末【猶予保険料額を除く】
徴収決定額	17兆2,582億円	17兆4,312億円	17兆1,042億円
収納額	16兆5,595億円	16兆8,405億円	16兆8,405億円
収納率	96.0%	96.6%	98.5%

○全国健康保険協会管掌健康保険料の収納率は94.3%となり、前年同期の94.0%を＋0.3ポイント上回りました。また、徴収決定額から猶予保険料額を除いた収納率は97.3%となりました。

〈健康保険料収納率〉

協会管掌健康保険	令和３年９月末	令和４年９月末	令和４年９月末【猶予保険料額を除く】
徴収決定額	5兆6,945億円	5兆7,764億円	5兆5,969億円
収納額	5兆3,548億円	5兆4,453億円	5兆4,453億円
収納率	94.0%	94.3%	97.3%

○収納未済額については厚生年金保険料で5,907億円、全国健康保険協会管掌健康保険料で3,311億円となり、それぞれ前年同期より972億円、21億円減少しています。

〈収納未済額〉

収納未済額	令和３年９月末	令和４年９月末	対前年同期比
厚生年金保険	6,879億円	5,907億円	△972億円
協会管掌健康保険	3,332億円	3,311億円	△21億円

○滞納事業所等に対しては、法定猶予制度の案内を徹底し、滞納状況に応じた管理及び滞納状況に則した対策を行う等の適正な納付計画の策定及び履行管理を行い、確実な徴収に取り組むことにより滞納の長期化防止策を実施する。

○法定納付期限までに納付ができなかった事業所には、電話等による納付督励等の滞納整理関係事務処理要領に基づく初期対応手順を確実に実施しました。その際、事業所から一括の納付が困難であるとの申出があった場合は、法定猶予制度の活用を説明するとともに、個々の事業所の状況に応じた納付計画の策定と履行管理に取り組みました。

○督促指定期限を超えた滞納事業所に対しては滞納保険料の早期納付を適切に指導し、納付が困難な事業所には財務状況を見極めた上で納付計画を策定した結果、令和４年９月末の滞納事業所は145,479事業所に減少し、適用事業所に占める割合も低下しました。

〈滞納事業所数〉

	令和３年度末	令和４年９月末
滞納事業所	147,750事業所	145,479事業所
適用事業所に占める滞納事業所の割合	5.7%	5.5%

○また、法定猶予を適用した事業所からの納付を確保するため、納付計画を新規調定額以上とすることを基本として運営した結果、令和４年９月末現在の法定猶予適用事業所70,471件のうち、新規調定額以上の納付計画事業所は約64%にあたる44,994件で、令和４年３月末の状況と比べて、全体に占める割合が約23ポイント改善しています。

〈法定猶予適用事業所の納付計画の状況〉

	猶予事業所数	猶予保険料額	新規調定額以上		新規調定額未満	
			件数	金額	件数	金額
令和４年９月末	70,471件	3,270億円	44,994件	2,179億円	25,477件	1,091億円
	割合		63.8%	66.6%	36.2%	33.4%
令和４年３月末	72,128件	3,529億円	29,255件	1,590億円	42,873件	1,939億円
	割合		40.6%	45.0%	59.4%	55.0%

○なお、法定納付期限から督促指定期限までの電話による納付督励業務を集中的に実施する集約コールセンターについて令和４年２月から先行実施を進めてきましたが、令和４年10月から全国実施に拡大し、新規滞納事業所の発生の抑制を図っています。

○新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、令和２年４月以降停止をしていた財産調査や財産の差押等の滞納処分業務について、令和３年４月以降段階的に再開し、法定猶予制度の適用を受けておらず、納付協議に応じない事業所に対して優先的に滞納処分を進めています。

〈滞納処分の実施状況〉

	令和元年度	令和２年度末	令和３年度末	令和４年９月末
差押執行事業所	33,142事業所	3,357事業所	6,781事業所	6,944事業所

○また、全喪事業所に対する滞納処分の執行停止処理について、事務処理の迅速化と事務負担の軽減を図るため、執行停止に係る財産調査業務を集約して実施する集約調査センターを令和４年10月に設置しました。

○徴収の困難性が高く滞納が長期間又は高額となっている事業所については、引き続き特別法人対策部が納付指導や滞納処分を実施することにより、滞納解消を図る。

○困難性が高く滞納が長期間又は高額となっている事業所については、本部の専門部署である特別法人対策部が所管し、令和４年度は456事業所（収納未済額221億円）について取り組んでいます。
法定猶予制度の適用を受けておらず、納付協議に応じない事業所には滞納処分の手続を確実に進めることにより適切な保険料の納付と納付計画の策定を指導するとともに、既に法定猶予制度の適用を受けている事業所については、新規調定額以上の納付計画を基本として猶予期間内の解消に向けた納付計画の改善を図りました。

○その結果、令和４年９月末時点の収納未済額は、保険料の収納により27億円が削減され194億円となりました。また、収納未済額194億円のうち68億円について法定猶予制度を適用し、猶予額の約93%にあたる63億円が新規調定額以上の納付計画であり、適切に履行管理を行っています。
なお、66事業所について、分割納付による滞納解消の見通しが立ったこと等に伴い年金事務所の所管に戻しました。

〈特別法人対策部の取組状況〉

特別法人対策部の所管事案	令和４年度所管分			令和４年９月末		
	前年度からの繰越分	令和４年度移管分	合計		法定猶予制度適用	うち新規調定額以上の納付計画
所管事業所数	328事業所	128事業所	456事業所	390事業所	157事業所	153事業所
収納未済額（延滞金含む）	161億円	60億円	221億円	194億円（※）	68億円（※）	63億円（※）

（※）年度途中で所管終了した事業所の滞納額を含む。

４. 年金給付

令和４年度計画の概要	令和４年度の主な取組状況
【正確な年金給付の実現に向けた体制強化】 （事務センターで行っている年金給付業務の集約） 〇事務センターで行っている再裁定の勧奨業務及び特別障害給付金等に関する業務について、令和４年10月から、順次、中央年金センター及び障害年金センターへの集約を進める。 （年金事務所お客様相談室の体制整備） 〇年金給付の審査業務の移管等に伴い、お客様相談室の業務・役割が拡大している状況を踏まえ、お客様相談室の実施体制や職種ごとの役割の見直し等を行う。	**【正確な年金給付の実現に向けた体制強化】** （事務センターで行っている年金給付業務の集約） 〇年金給付業務の執行体制について中央年金センターを中心とした執行体制を確立し、中央年金センターと年金事務所で執行する体制に見直すための取組を進めることとしています。 これを踏まえ、事務センターで行っている年金給付業務のうち、再裁定の勧奨業務や特別障害給付金等に関する業務について、令和５年４月の集約化に向け、集約後の事務処理方法や処理体制の整備などの準備を進めています。 （お客様相談室の体制整備） 〇年金給付の審査業務の移管等によりお客様相談室の業務が拡大している中、令和５年度は男女ともに多くの方が特別支給の老齢厚生年金の支給年齢に到達し、相談件数及び請求件数が増加する見込みであることから、令和４年10月に室長を補佐する室長代理の配置拡大を行い、11月に室長の決裁権限を一部見直しました。更に、令和５年度に向けて、相談ブースの増設、窓口相談及び審査担当職員の増員、職員のスキル向上のための研修などお客様相談室の体制強化の検討を進めています。
【正確な年金給付の実現に向けた実務面の対応】 （年金決定時チェックの着実な実施） 〇年金給付の正確性を確保するため、年金決定直後に中央年金センターで決定内容をチェックし、事務処理誤りの予防・早期対応を図る。 また、年金決定時チェックの結果を分析し、業務処理マニュアル（年金給付、年金相談）の整備やシステムチェック機能の強化を図る。 〇「年金給付に係る事務処理誤り等の総点検」の対象者への事後対応を確実に実施する。	**【正確な年金給付の実現に向けた実務面の対応】** （年金決定時チェックの着実な実施） 〇年金事務所で実施した年金の決定内容の正確性を担保するため、中央年金センターにおいて年金決定直後に決定内容をチェックすることとしています。令和４年９月までに決定した老齢・遺族・障害年金（約71万件）について、事務処理誤りが生じやすい要件に該当した約11万件の決定内容を適切にチェックし、150件について事務処理誤りの未然防止を図りました。 また、これまでの年金決定時チェックの実施結果を踏まえ、令和４年10月から、対象範囲を拡大し、初回支払額が一定額以上の決定内容についてチェック対象として新たに追加しました。 〇年金給付に係る事務処理誤り等の総点検において対象者の特定が可能な事象については、順次、必要な対応を実施し、その結果を毎月公表するとともに、前年度１年間分の事務処理誤りの点検・分析を行い、令和４年９月に公表しました。

【障害年金の事務処理体制の強化】 （新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた対応） ○新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた特例措置の対象とされていた方のうち、障害状態確認届（診断書）の提出後に症状が悪化したため、確認用診断書を提出される方について、審査・認定事務を確実に実施する。	**【障害年金の事務処理体制の強化】** （新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた対応） ○新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた特例措置により、障害状態確認届（診断書）の提出期限が令和３年２月末から同年11月末までの方のうち、障害状態確認届を提出し症状が軽快した方については、令和３年12月末まで年金の減額・支給停止が猶予されたことから、対象となる方（6,622人）に対し、再度、確認用診断書の提出について案内し、その後の状況を確認した上で決定することとしました。この結果、令和４年７月までに2,016人の方から確認用診断書が提出され、1,016人の方に対し年金支給を継続しました。
（障害年金センターの事務処理体制の強化） ○障害年金センターにおける障害認定の専門性を高めるため、障害認定に係る業務フローの見直し等の改革を本格的に実施する。	（障害年金センターの事務処理体制の強化） ○令和４年４月に障害年金センターの組織改編を行い、新たに傷病別の業務処理体制の管理を強化するために内部・外部障害管理グループ、精神障害管理グループ等を設置するとともに、障害認定に係る業務フローの見直し（決裁権限の明確化等）を行い、認定の適正性の向上を図りました。
【年金給付業務のシステム化の推進】 （オンライン申請の促進） ○事務処理の正確かつ効率的な実施及びお客様手続の簡素化のため、扶養親族等申告書や老齢年金請求書等の電子申請の促進に向けたシステム要件の整理を行う。	**【年金給付業務のシステム化の推進】** （オンライン申請の促進） ○お客様手続の簡素化や利便性向上、正確かつ効率的な事務処理の実現のため、「マイナポータル」、「ねんきんネット」を活用し、機構が保有する情報等をあらかじめ申請画面に表示し、お客様の入力の手間を極力省いた簡易な電子申請実施に係る基本方針を策定し、扶養親族等申告書に関して、実施に向けたシステム開発に着手しました。また、老齢年金請求書の簡易な電子申請の実現に向けてシステム要件の整理を進めました。
【お客様サービスの向上】 （年金給付の請求案内の充実） ○60歳、65歳及び75歳到達時に老齢年金の請求案内を行うとともに、令和４年４月施行の繰下げ上限年齢の引上げに伴い、令和４年３月から、未請求の老齢年金のある66歳以降の方に対して繰下げ見込額を毎年誕生月の前月に	**【お客様サービスの向上】** （年金給付の請求案内の充実） ○令和４年４月から老齢年金の繰下げ可能年齢が75歳に引き上げられたことに伴い、老齢年金を請求されていない66歳以降の方を対象に、誕生月の前月に「繰下げ見込額のお知らせ」を送付するとともに、75歳に到達する方には改めて年金請求書を送付しました。（令和４年９月までの送付件数：約26万件）

お知らせし、多様な年金受給方法の周知及び請求忘れの防止を図る。	
○70歳を超える方で未請求の老齢年金のある方に対する文書、電話、訪問等による個別の請求案内を引き続き行う。	○70歳を超える方で老齢年金を請求されていない方について、令和２年１月から約5.2万人の方に対して順次個別の請求勧奨を実施し、令和４年３月までに約4.8万人（提出率：93.3%）の方から年金請求書を提出いただきました。 令和４年度においては、前年度末時点で70歳に到達した方（約９千人）に対し、令和４年10月から順次個別の請求勧奨を行っています。
（年金制度改正に係る周知・広報） ○年金制度改正の趣旨、内容、手続等について、機構ホームページ、各種広報媒体等を活用した周知や年金事務所等へのリーフレット配布により周知広報を実施するとともに、年金受給者等への個別周知や届書案内を着実に実施する。	（年金制度改正に係る周知・広報） ○令和４年 10 月に実施される年金給付に係る年金制度改正（在職時定時改定、被用者保険の適用拡大に伴う経過措置）について、年金受給者や事業主等への個別周知・勧奨を行うとともに、機構ホームページやリーフレット等を活用し、周知広報を行いました。 ・在職定時改定については、令和４年６月に送付した改定通知書及び振込通知書に制度内容を記載するとともに、令和４年 10 月分から年金額が改定される受給者については、令和４年 11 月に支給額変更通知書を送付しました。 ・被用者保険の適用拡大に伴う老齢厚生年金の支給停止に関する経過措置については、お客様に広く周知するため、令和４年８月から 11 月にかけて事業所に送付する納入告知書等にチラシを同封するとともに、経過措置の対象となる方については、令和４年 11 月から順次届出勧奨を行っています。
（迅速な支給決定（サービススタンダード）） ○「サービススタンダード」の達成状況を適切に把握し、各サービススタンダードの達成率90%以上を維持するよう取り組む。 〈サービススタンダード〉 ・　老齢年金：１ヶ月※ ・　遺族年金：１ヶ月※ ・　障害年金：３ヶ月 ※加入状況の再確認を要する方は２ヶ月	（迅速な支給決定（サービススタンダード）） ○老齢年金、遺族年金及び障害年金の決定に係るサービススタンダードついては、令和４年９月末時点でいずれも達成率90%以上を維持しています。 （達成率）（平均処理日数） ・老齢年金　加入状況の再確認を要しない場合（１ヶ月以内）98.9%　22.9日 加入状況の再確認を要する場合（２ヶ月以内）91.7%　34.3日 ・遺族年金　加入状況の再確認を要しない場合（１ヶ月以内）98.1%　23.2日 加入状況の再確認を要する場合（２ヶ月以内）94.3%　32.0日 ・障害年金（３ヶ月以内）94.8%　68.5日

【年金生活者支援給付金制度の着実な実施】 〇年金生活者支援給付金（以下「支援給付金」という。）の受給者について、継続して支給要件に該当するか要件判定を行い、正確な支給を行うとともに、新たに支援給付金が支給される見込みがある方について、要件判定後、速やかに請求勧奨を行う。	**【年金生活者支援給付金制度の着実な実施】** 〇支援給付金を既に受給されている方について、令和４年７月に市区町村から所得・世帯データの提供を受け、令和４年10月に継続認定を行った結果、支給要件に該当した約736万人に対して令和４年12月定期支払以降も引き続き支援給付金の支給を行う予定です。 〇また、支援給付金を新たに受給できる見込みがある方については、令和４年７月に市区町村から所得・世帯データの提供を受け、支給要件に該当した方約53万人に対し、令和４年９月から簡易な給付金請求書（はがき型）を順次送付し、未提出の方に対しては令和４年10月に再勧奨を行いました。これにより新規認定を行った結果、令和４年12月定期支払いで新たに約48万人に支援給付金の支給を行う予定です。

５．年金記録の正確な管理と年金記録問題の再発防止

令和４年度計画の概要	令和４年度の主な取組状況
【年金記録の確認等の対応】 年金記録の正確な管理と年金記録の確認等のため、以下の取組を行う。	**【年金記録の確認等の対応】** ○令和４年度も引き続き、未統合記録の解明を図るための取組を行った結果、未統合記録は、約1,773万件（令和４年３月）から約1,754万件（令和４年９月）となり、約19万件減少しました。 【参考資料P7　　未統合記録（5,095万件）の解明状況】
○ねんきん定期便等を活用した年金記録の確認の呼びかけを行う。	○ねんきん定期便、年金額改定通知（年金振込通知）書、年金請求書（事前送付用）を活用し「もれ」や「誤り」がないかどうかご本人に記録確認の呼びかけを行っています。 【９月末送付件数】 ・ねんきん定期便　約3,168万件 このうち、「ねんきん特別便（名寄せ特別便）」等の未回答者の方に対して送付する約28万件には、年金記録の確認を促すメッセージを記載し、呼びかけを行っています。 ・年金額改定通知（年金振込通知）書　約3,924万件 ・年金請求書（事前送付用）　約46万件
○「ねんきん特別便（名寄せ特別便）」等に未回答の被保険者に対し、未統合記録の確認を呼びかける通知を再度送付する。	○「ねんきん特別便（名寄せ特別便）」等の未回答者に対する「年金加入記録の確認のお知らせ」の再送付は、平成30年度から開始しており、令和４年度は、令和４年９月末までに約4.2万人の被保険者に対して送付し、約0.3万人の記録が解明され、基礎年金番号に統合しました。
○お客様からの年金記録に関する申出等について、チェックシートにより「もれ」や「誤り」がないかどうかの確認を引き続き徹底するほか、令和４年度から開始する新たな年金記録確認体制の効果を検証し、定着を図る。	○年金請求時や年金記録の確認に関する申出があった場合は、チェックシートにより、「もれ」や「誤り」がないかどうかの確認を引き続き徹底して行っています。また、令和４年４月より、各事務センターで行っていた記録調査業務・訂正請求業務について、本部及び年金事務所で行う体制とし、業務効率性や業務品質の確保についての検証を行いつつ、定着を図りました。

【年金記録の正確な管理等の実施】 〇被保険者、年金受給者等について、基礎年金番号とマイナンバーの紐付けの完全化を目指す取組を行う。	**【年金記録の正確な管理等の実施】** 〇被保険者及び年金受給者等の基礎年金番号とマイナンバーとの紐付けの完全化を目指し、新規被保険者資格取得時、裁定請求時、年金相談時等、あらゆる機会を捉え取組を行った結果、令和４年９月末現在、被保険者及び年金受給者約9,767万人のうち約9,745万人が紐づき、紐付け率は99.77%（令和４年３月末99.76%）となりました。（紐づいていない方は約22万人） 引き続き、市区町村には第１号被保険者の未紐付けの方のマイナンバーの紐付けに必要な情報の提出依頼、事業主には第２号及び第３号被保険者の未紐付けの方の個人番号等登録届の提出勧奨、被保険者及び受給待機者ご本人に対しては個人番号等登録届の提出勧奨を行うこととしています。

６.年金相談等

令和４年度計画の概要	令和４年度の主な取組状況
【年金事務所での相談】 （年金相談窓口体制の整備） 〇年金相談窓口の体制については、引き続き正規雇用職員等（正規雇用職員、年金相談職員（無期転換職員）及び社会保険労務士）により構成し、安定的な相談窓口体制を確保する。 （予約制の拡充と待ち時間対策） 〇令和３年度より運用を開始したインターネットから年金相談予約を受け付けるサービスについて、予約対象届書を拡大し利便性の向上を図るとともに、周知広報を実施し、高い水準となった予約相談について、引き続き維持する。	**【年金事務所等での相談】** （年金相談窓口体制の整備） 〇年金相談業務に精通した職員等による安定的な相談体制を維持するため、年金相談職員の登用を進め、正規雇用職員等の配置割合は95.3%となりました。 （予約制の拡充と待ち時間対策） 〇予約制は待ち時間の短縮及び相談内容の充実のために導入しており、令和４年９月の予約率は98.2%と高い水準を維持しています。また、予約のないお客様の相談開始までの平均待ち時間は30分未満であり、引き続き、お待たせしない窓口相談体制を維持しています。 〇予約制の多様化のため、令和３年５月より老齢年金の相談予約をインターネットから受け付けるサービスを導入しています。令和４年度は年金請求書（事前送付用）へのチラシの同封や予約相談用ポスターを拠点や市区町村等に掲示する等の周知・広報を実施しました。 その結果、令和４年９月末までのインターネット予約申込み件数は約10.7万件となりました。また、令和４年９月（単月）においては1.0万件の申込があり、老齢年金に関する相談予約（8.5万件）に占める割合は11.4%（対前年同月比＋5.1ポイント）になりました。 更なる利便性の向上のため、来年度に向けて、インターネットによる予約対象届書の拡大の検討を行っています。
【コールセンターでの相談】 〇応答率70%以上を目指すとともに、更なるサービスの質の向上を図るため、以下の施策を実施する。 ・お客様ニーズに応えるため、相談目的別・内容別のコールセンター体制を維持・整備することに加え、コールセンター間の協力連携体制を強化することによ	**【コールセンターでの相談】** 〇令和４年度は、相談目的別・内容別のコールセンターの設置や、入電状況に応じてコールセンター間で協力連携を行うなどの取組を行いました。 その結果、４月から９月までのコールセンター全体の応答率は72.0%となり、目標である応答率70%以上を維持しています。

り、機動的かつ効率的な運営に取り組む。

〈コールセンター全体※の応答状況【４月～９月】〉

年　度	令和３年度	令和４年度
入電総呼数	4,390,170件	4,347,313件
応答呼数	3,390,984件	3,130,869件
応答率	77.2%	72.0%

※「ねんきんダイヤル」、「老齢年金請求者専用フリーダイヤル」「ねんきん定期便・ねんきんネット専用ダイヤル」、「予約受付専用ダイヤル」、「扶養親族等申告書お問い合わせダイヤル」、「ねんきん加入者ダイヤル」等

・相談内容やお客様の声の分析を行い、共有すべき事例について、オペレーター向けＱ＆Ａ等の充実を図るとともに、オペレーターの応答スキル向上に効果的かつ統一的なモニタリング手法を確立する。

〇応答品質向上のため、相談内容やお客様の声を収集・分析し、共有すべき事例について、オペレーターに迅速に周知徹底を図るとともに、照会の多い事項を中心にオペレーター向けＱ＆Ａの充実を図りました。
また、令和４年度より、全コールセンター統一のモニタリング手法を確立し、モニタリングを効果的に実施するとともに、新人やスキルの低いオペレーターへの研修を強化する等の取組を実施しました。

（マルチランゲージサービス）
〇引き続き、年金事務所、コールセンター及び市区町村において、10か国語による通訳サービスの提供を行う。

（マルチランゲージサービス）
〇年金事務所、コールセンター及び市区町村において、外国語による対応が必要なお客様から相談を受けた場合に、10か国語（※）に対応した「マルチランゲージサービス」により、電話を利用した通訳サービスを提供しました。
また、利用拡充を図り、令和４年10月からは、利用する市区町村が66増加（616市区町村）いたしました。
（※）英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語、ベトナム語、タガログ語、タイ語、インドネシア語、ネパール語

〈マルチランゲージサービス利用状況【４月～９月】〉

年　度	令和３年度	令和４年度
利用件数	2,535件	2,744件

<table>
<tr>
<td>

【公的年金制度に対する理解の促進】

（年金セミナー、年金制度説明会等の充実）

〇令和３年度にＷｅｂ会議ツールを導入するなど新たな環境を整備したことを踏まえ、制度改正を含む公的年金制度の理解を一層深めるため、教育関係機関や企業等における年金セミナー及び年金制度説明会の更なる実施の拡大を図る。

（年金委員に対する活動支援の強化）

〇年金委員の活動に必要な情報を本部からタイムリーに発信するとともに、Ｗｅｂ会議ツールを活用し年金委員研修の更なる充実を図る。また、地域型年金委員については、拠点ごとに連絡会を開催し、組織的活動の活性化を図る。

</td>
<td>

【公的年金制度に対する理解の促進】

（年金セミナー、年金制度説明会等の充実）

〇令和３年度内に全ての年金事務所においてＷｅｂ会議ツールを導入したことを踏まえ、年金セミナー及び年金制度説明会等については、教育関係機関や企業等のニーズや環境に応じた方法により更なる実施の拡大を図りました。

特に、制度説明会については、企業等からの届出適正化の推進を目的として、社会保険事務担当者向け制度・事務手続説明会を中心に実施を拡大しました。

〈年金セミナー及び年金制度説明会実施状況〉

<table>
<tr><th>取組</th><th>対象機関</th><th>対象者</th><th>令和４年４月～９月実績</th></tr>
<tr><td>年金セミナー</td><td>教育機関
（大学・高校等）</td><td>学生・生徒・教員</td><td>810回（前年同期614回）
うち、
・対面型回数656回（前年同期321回）
・非対面型回数98回（前年同期77回）
※[相手先機関数63機関]
・DVD提供形式回数56回（前年同期216回）</td></tr>
<tr><td>制度説明会</td><td>企業・自治会等</td><td>社会保険事務担当者・従業員・地域住民等</td><td>2,060回（前年同期1,045回）
うち、
・対面型回数933回（前年同期876回）
・非対面型回数1,127回（前年同期169回）
※[相手先機関数5,967機関]</td></tr>
</table>

（※）非対面型は、同時に複数の相手先機関を対象に実施する場合もある。

（年金委員に対する活動支援の強化）

〇年金委員の活動に必要な情報を機構ホームページを通じて本部から情報発信するとともに、全国の年金事務所においては、対面やＷｅｂ会議ツールによる手法により、職域型年金委員向けに年金制度や事務手続き等の内容を中心とした年金委員研修会を合計792回実施し、研修の充実を図りました。

また、地域型年金委員に対しては、各年金事務所単位で設置されていた連絡会を、令和４年１月より都道府県単位と拠点単位に再構築した上で合計434回開催し、組織的活動を活性化するとともに、事務の効率的な運営を図りました。

</td>
</tr>
</table>

○企業、市区町村、年金受給者協会等への働きかけを強化するとともに、機構ホームページ等を活用して年金委員制度や活動内容を積極的に広報し、新たな年金委員の委嘱数拡大を図る。	○市区町村向け情報誌や機構ホームページ等を活用して年金委員制度や活動内容を広報するとともに、電話や文書による委嘱勧奨活動の強化により、令和４年３月末に比べて年金委員委嘱数を拡大しました。 ・職域型年金委員数：124,708人（令和４年９月末）（令和４年３月末：119,411人） ・地域型年金委員数：7,760人（令和４年９月末）（令和４年３月末：6,570人）

７.外部委託の活用と管理の適正化

<table>
<tr><th>令和４年度計画の概要</th><th>令和４年度の主な取組状況</th></tr>
<tr><td>【年金個人情報を取り扱う外部委託の適正な管理】
〇外部委託業務において、改善を求めた不適事項や事務処理誤りの発生要因等を検証し、規程・要領改正等の必要な見直しを行うとともに、見直しを行う外部委託管理ルールを着実に実施する。</td><td>【年金個人情報を取り扱う外部委託の適正な管理】

〇年金個人情報を取り扱う外部委託業務の適正な管理と品質の維持・向上を図るため、「年金振込通知書の印刷誤り事案検証状況報告」（令和３年12月公表）において検証された、発生要因と再発防止策を踏まえ、令和４年５月に日本年金機構年金個人情報を取り扱う外部委託実施要領（要領第211号）を改正し、以下の見直しを行いました。
（改正内容）
・検査で確認すべき事項の精査及び証跡の確実な取得の徹底
・立入検査の省略（書面検査による代替実施）が可能な場合を厳格化
・通知書作成業務等の成果物の現物確認の実施
改正後のルールを着実に実施するため、令和４年６月に事業担当部署に対する研修を実施、調達担当職員55名が参加するなど、新ルールの周知徹底を行っています。</td></tr>
<tr><td>〇履行開始前検査における履行体制及び履行方法等の検査、履行中における業務管理・品質管理・検品・検査、履行後検査等について、事業者ごとのリスクを把握し、的確に対処できるように実施し、組織的な管理を行う。</td><td>〇外部委託先事業者の適正な管理については、委託先事業者の履行体制、履行方法、個人情報等の保護及び情報セキュリティ体制の遵守状況等が適切であるかを確認するため、次のとおり上記見直しを踏まえた検査を実施しています。
<table>
<tr><th></th><th colspan="2">令和３年度上期</th><th colspan="2">令和４年度上期</th></tr>
<tr><th></th><th>実施件数</th><th>不適事項件数
（※）</th><th>実施件数</th><th>不適事項件数
（※）</th></tr>
<tr><td>履行開始前検査</td><td>78</td><td>0</td><td>89</td><td>0</td></tr>
<tr><td>履行中検査</td><td>198</td><td>3</td><td>170</td><td>0</td></tr>
<tr><td>納品時検査</td><td>1,374</td><td>0</td><td>1,325</td><td>0</td></tr>
<tr><td>履行後検査</td><td>144</td><td>0</td><td>148</td><td>0</td></tr>
</table>
（※）検査項目で不適事項があった件数
なお、新規事業者に対しては業務履行に支障が生じないよう、契約締結後の早い段階で現場のセキュリティ対策の確認を行い、不適事項がある場合は速やかな改善を指示し、履行開始前検査で改善結果を確認するなど、一層のリスク対策に努めています。
これら各種検査等の状況は、リスク管理委員会に報告し、組織的な管理を行っています。</td></tr>
</table>

【調達に精通した人材の確保・育成】 ○調達分野については、高い専門性が求められることから、機構内で実施する調達実務研修や調達に関連する外部機関の研修等を通じて、制度と実務に精通した職員の確保・育成を図る。加えて、外部委託先事業者の履行場所の実査による事業実態やリスク把握の取組を強化するため、各委託業務の実務に精通した職員の育成を進める。	**【調達に精通した人材の確保・育成】** ○事業担当部署の調達担当者を対象とした調達事務研修の実施、立入検査における基礎知識や検査手順等の習得を目的とした立入検査研修を実施するなど、ＯＪＴを通じて業務スキルの向上に努めました。 また、調達及び外部委託に関する環境の変化や最新の動向を幅広く習得するため、延べ14名の職員が計８回の外部研修を受講しました。（令和４年９月末時点） ○各委託業務の実務に精通した職員の育成及び外部委託先事業者の事業実態やリスク把握のための新たな取組として、令和４年６月より、新たに調達担当者となった職員については、外部委託先事業者の履行場所の実査を必須とし、延べ37名の職員が委託先事業者10社の履行場所の実査を行いました。
【優良な受託事業者の確保】 ○情報提供依頼（ＲＦＩ）協力企業の拡充を図るために新規事業者へのダイレクトメール送付等の取組を継続することで、優良な受託業者の発掘に繋げていく。また、「調達に係る情報収集・情報提供実施要領」に基づいて事業企画段階及び調達段階のＲＦＩ等を実施し、データベース化した情報について、事業担当部署を越えて組織横断的に有効活用していく。	**【優良な受託事業者の確保】** ○年金個人情報を取り扱う事業に係る情報提供依頼（ＲＦＩ）協力企業の拡充を図るため、新規事業者へ情報提供を求めるダイレクトメールを387社に送付し、ＲＦＩ協力企業として新規に72社を追加し、合計356社となりました。新規に契約を締結した事業者は２社となりました。 また、「調達に係る情報収集・情報提供実施要領」に基づいて事業企画段階及び調達段階のＲＦＩを実施しました。実施したＲＦＩ結果の2,085件を新たにＲＦＩ等データベースに追加し、情報数は延べ5,532件に、企業の基本情報（資本金・従業員数など）は144社を追加し、合計806社となりました。 データベース化した情報は事業担当部署へ提供し、企画段階や調達段階での比較検討や検証に活用するなど、データベースの組織的な有効活用に取り組んでいます。

８.社会保険オンラインシステムの改善・開発

令和４年度計画の概要	令和４年度の主な取組状況
【フェーズ１への対応】 〇フェーズ１では、経過管理・電子決裁システム、電子申請システム、個人番号管理システム、情報連携システムを開発し、記録の正確性の確保、事務処理の電子化、効率化及び個人番号による情報連携の推進に取り組み、所期の効果を着実に実現してきた。 引き続き更なる効果の拡大を実施できるよう、事業部門とシステム部門が連携して次の事項に取り組む。	【フェーズ１への対応】 〇公的年金業務における業務・システム刷新は、平成 26 年よりフェーズ１のシステム開発に順次着手し、「経過管理・電子決裁システム（※１）」「個人番号管理システム（※２）」「情報連携システム（※３）」「統計・業務分析システム（※４）」の４つのシステムが平成 29 年より順次稼働しました。 （※１）届書等の画像化・電子決裁処理及び受付から結果通知までの処理の経過を一元管理するシステム （※２）マイナンバーと基礎年金番号の紐付け情報を管理するシステム （※３）情報提供ネットワークシステムを利用して外部機関と機構の間で、特定個人情報の情報照会や情報提供を行うシステム （※４）統計資料の作成及び業務分析に必要な情報作成等を行うシステム 〇これらのフェーズ１のシステムの稼働を踏まえて、多様なＢＰＲ（業務改革）を図ったことにより、以下の効果を実現しています。 ・電子データによる審査・電子決裁及び電子申請の利用促進の取組により「紙をなくす・紙を移動させない」事務処理を実現 ・既存データとの突合せによるシステムチェックを活用した審査工程の短縮 ・届書の受付拠点、処理拠点の分離による事務処理の平準化 ・マイナンバーの活用による職員の作業負荷の軽減（情報提供ネットワークを通じた国民年金保険料免除勧奨、年金給付・支援給付金関係の所得情報照会年間 3,000 万件超の照会を効率化）及び、お客様からの届書提出時の各種添付書類省略の実現 ・審査工程のデータ化、処理効率化により、事務センターの大幅な効率化を実現（正規職員を事務センターから令和２年４月以降延べ 398 人年金事務所へシフト）
〇更なるデジタルワークフローの推進を図るため、令和４年10月稼働に向けて、以下の事項について、経過管理・電子決裁システム及び個人番号管理サブシステムのシステム開発を着実に進める。 ・　新規適用届書などの11届書を画像処理化	〇フェーズ１による効果を踏まえ、更なるデジタルワークフローの推進を図るため、以下の事項について、経過管理・電子決裁システム及び個人番号管理システムのシステム開発を行い、令和４年 10 月に稼働しました。 ・新規適用届書などの 13 届書を画像化及び電子決裁対象届書に追加。これにより、機構に申請・届出される全届書件数のうち、当該システムによる処理割合が 95%から 98%に拡大 ・返戻文書作成や再受付登録などの返戻業務の電子化

及び電子決裁対象届書に追加 ・　返戻文書作成や再受付登録等の返戻業務の電子化 ・　本人確認業務における住民基本台帳照会の自動化等による資格取得届処理の迅速化	・資格取得届の事務処理における住民基本台帳照会業務の自動化
○令和５年度に予定している現行システムの受付進捗管理システムの、フェーズ１で構築した経過管理・電子決裁システムへの統合等に向けて、以下の事項についてシステム開発に着手する。 ・　個人番号等登録届などの２届書を画像処理化及び電子決裁対象届書に追加 ・　適用・徴収関係の全ての紙届書を画像処理化 ・　届書の受付進捗管理の一元化 ・　システムチェックで完結する承認・決裁フローの自動化	○令和６年１月の全ての記録関係届書の一元化に向けて、以下の事項についてシステム開発を開始しました。 ・全ての記録関係届書を経過管理・電子決裁システムの画像化処理へ移行（約 300 届書） ・更なるデータ化処理の促進（２届書） ・現行システムの受付進捗管理システムの経過管理・電子決裁システムへの統合 ・システムチェックで完結する承認・決裁フローの自動化
○マイナンバーによる他機関との情報連携について、戸籍情報を活用した年金請求時の添付書類省略等の実施（令和５年度中予定）に向けてシステム開発に着手する。	○情報提供ネットワークシステムを活用したマイナンバーによる他機関との情報連携については、各事務処理において、Ｊ－ＬＩＳ、市区町村等が保有する情報を取得、活用した添付書類省略等に取り組んでおり、以下の事項について、令和５年度中の開発に向けて調達手続を開始しました。 ・戸籍情報を活用した年金請求時の添付書類省略等の実施 ・国民年金保険料過誤納金の公的給付支給等口座の直接還付の実施
○公的給付支給等口座の利用について、裁定請求における口座番号等の添付書類省略（令和４年10月予定）に向けて必要なシステム対応を行う。	○裁定請求における口座番号等の添付書類省略に向け、デジタル庁の公的給付支給等口座情報の個別照会が可能となるよう、システム開発を行い、令和４年 10 月に稼働しました。

【フェーズ２への対応】 記録管理システム・基礎年金番号管理システムのオープン化、新たなデータベースの再構築、システム構成の見直し及び事務処理の効率化などにより更なるＢＰＲ（業務改革）の実現を目指すフェーズ２について、令和３年度までに実施した開発準備工程及び情報提供依頼（ＲＦＩ）の結果を踏まえ、次の事項を実施する。	【フェーズ２への対応】 フェーズ２については、業務プロセスの点検（平成30年）やマルチベンダ型による開発作業の試行（令和２年）等の準備行為を実施した上で、令和３年度より情報提供依頼（ＲＦＩ）手続の下で事業者と技術的対話を実施し、80回以上の対話を重ねてきました。これらの取組みの結果を踏まえ、政府最大級の公的年金システムの移行を安全・確実に進めていくための方策、リスクの抑制策の検討を行うとともに、機構の体制確保を行ってきました。 本年10月から12月に、情報セキュリティ・システム専門委員会において、こうした検討結果を反映した本格開発の開発方針、開発手法について説明を行い、専門的な立場からのご意見をいただきました。今後、本格開発の着手に向け、指摘されたリスクや対応策について必要な対応を行うとともに、機構における体制の更なる整備を引き続き進めます。 個別の事項に関する取組状況は以下の通りです。
○ＢＰＲ（業務改革）の実現や開発方法の見直しに伴う基本設計の修正作業を着実に実施する。	○基本設計の修正について、これまで進めてきた業務プロセス点検やリスクの抑制策を踏まえた基本設計修正作業の調達手続を進め、令和４年11月から作業を開始しました。
○事業者と機構職員が共通の環境下で開発作業を行う開発管理環境として、閉域によるネットワークを整備し、場所の制約を受けない作業及びコミュニケーション等の環境の充実を本格開発の開始までに完了する。	○開発管理環境について、共通の環境下で開発作業を行うよう、仕様を統一する開発を進めるとともに、その内容について事業者に提示しました。これにより、機構と開発事業者の間において一体的に開発するための環境を整備しました。
○本格開発受託者による現行システム機能の詳細に関する照会に対応できる体制を整備する。	○開発事業者が現行システムに関し必要な知識を得られるよう、照会に対応できる環境の準備を進めています。
○システムに関する知識や経験を有する職員の確保及びプロジェクトマネジメントスキルなどのスキル向上の取組を行うとともに、支援業者の活用等による実施体制の確立を図る。	○刷新プロジェクト推進室の体制については、本年４月及び10月に順次職員体制の拡充を進めるとともに、職員のＩＴスキルに応じたプロジェクトマネジメント等、基本設計修正や本格開発の設計工程に向けた研修を実施しました。加えて、大規模かつマルチベンダ開発の経験がある事業者を支援業者として契約を締結し、実施体制の拡充を図りました。

○本格開発を効率的に実施するための段階開発や、サブシステム分割を考慮した調達手続を着実に進め、本格開発に着手する。	○本格開発の着手に向けた開発手法やデータベース、サブシステム構成などについて、事業者に提示し、仕様の実現性・妥当性について事業者に確認するとともに、詳細見積りを取得しました。このＲＦＩの結果を踏まえ、必要な見直しを加えた調達仕様書を作成し、調達手続に着手しています。

９.ICT化の推進

<table>
<tr><th>令和４年度計画の概要</th><th>令和４年度の主な取組状況</th></tr>
<tr><td>【オンラインビジネスモデルの推進】
＜サービスのオンライン化＞
（事業所に対する取組）

〇新たに電子申請による届出の義務化対象（資本金１億円超の法人）に該当となる事業所を着実に電子申請へシフトさせるとともに、前年度集中的な取組対象とした被保険者51人以上事業所のうち電子申請未実施である事業所への集中的な取組を継続する。</td><td>【オンラインビジネスモデルの推進】
＜サービスのオンライン化＞
お客様サービスのオンライン化については、インターネット領域を政府共通インフラを活用する方向で具体化を進め、事業所と個人それぞれのお客様のニーズや申請手続等の特性に応じたオンラインサービスの実現に向けた取組を推進しています。

＜事業所に対する取組＞
届出、通知、照会・情報提供の各機能について、①届出は電子申請ルートで申請、②処理結果は届出に対応した電子申請ルートで通知、③照会・情報提供はｅ-Ｇｏｖの電子送達機能を活用したリクエスト方式の情報提供サービスのオンライン化により、届出、通知、照会・情報提供のオンラインサービスの体系を完成させる方針で取り組んでいます。

（届出）
〇システム刷新フェーズ１の稼働により、電子申請の機能や受付後の内部処理（データ処理）の仕組みが整備されたことを踏まえ、令和２年度から電子申請の利用促進に取り組んでいます。
〇令和４年10月までに67万事業所（28.1%）が電子申請を利用しており、そのうち重点的に利用勧奨を実施している「電子申請義務化事業所（資本金１億円超の法人等の事業所）」は2.2万事業所（92.4%）、「被保険者51人以上の事業所」は6.8万事業所（73.5%）が電子申請を利用しています。

【事業所の電子申請の利用状況】
<table>
<tr><th>区分</th><th>事業所数(※１)</th><th>電子申請
利用事業所数(※２)</th><th>電子申請
利用割合</th><th>前年同期
利用割合</th><th>対前年
同期比</th></tr>
<tr><td>義務化対象</td><td>23,674事業所</td><td>21,883事業所</td><td>92.4%</td><td>88.2%</td><td>＋4.2ポイント</td></tr>
<tr><td>被保険者51人以上</td><td>91,871事業所</td><td>67,526事業所</td><td>73.5%</td><td>60.5%</td><td>＋13.0ポイント</td></tr>
<tr><td>被保険者50人以下</td><td>2,264,005事業所</td><td>579,514事業所</td><td>25.6%</td><td>23.4%</td><td>＋2.2ポイント</td></tr>
<tr><td>合計</td><td>2,379,550事業所</td><td>668,923事業所</td><td>28.1%</td><td>25.5%</td><td>＋2.6ポイント</td></tr>
</table>
（※１）令和４年10月末現在の適用事業所数（休業など被保険者となるべき者がいない事業所を除</td></tr>
</table>

く）
（※２）令和４年４月～10月の間に電子申請を利用した事業所の数

○電子申請の取扱いが進んだ結果、主要７届書（※３）の電子申請の割合は、令和元年度（本格的に利用促進に取り組む前）23.0%から63.9%に大幅に上昇しました。
（※３）主要７届書・・・資格取得届、資格喪失届、算定基礎届、月額変更届、賞与支払届、被扶養者異動届、国民年金第３号被保険者関係届

【主要７届書の受付件数（※４）に占める電子申請割合（被保険者数ベース）】

	令和元年度		令和２年度		令和３年度		令和４年度	
電子申請	2,125万件	23.0%	3,577万件	39.9%	5,370万件	56.7%	6,031万件	63.9%
全体	9,235万件	100%	8,971万件	100%	9,473万件	100%	9,434万件	100%

（※４）各年度の受付件数は４月～10月の累計

○電子申請された届書の内容を直接システムに取り込むことにより、記録の正確性が確保されるとともに、機構内部の事務処理が効率化され、資格取得に関する処理や健康保険被保険者証の発行の迅速化に努めています。

【健康保険被保険者証発行に関する事務処理状況】

平均処理日数（※５）	資格取得届				被扶養者異動届			
	H31.4	R2.4	R3.4	R4.4（※６）	H31.4	R2.4	R3.4	R4.4（※６）
電子申請	3.3日	1.4日	0.5日	0.7日	2.8日	1.9日	0.7日	0.9日

（※５）機構における届書の受付日の翌日から資格確認までの期間（土日祝日除く）であり、全国健康保険協会における健康保険被保険者証の作成に要する期間を含まない
（※６）令和４年４月に発生した電子申請受信遅延の影響を含む

（通知）
○電子申請された届書の処理結果については、当該届出に対応した電子申請ルートで通知していますが、これに加え、オンラインで申請された届書の真正性を担保する取組として、機構が受領した電子申請データの写しを電子申請ルートで返却し、お客様が確認できるサービスを開始しました（令和４年９月20日サービス開始）。

○オンラインで申請された届書の真正性を担保する取組として、機構が受理した申請データの写しを返却し申請者に確認いただける仕組みを構築し、令和４年10月

<table>
<tr>
<td>からサービスを開始する。

○事業所への新たな情報提供及び通知手段として、これまで紙で送付していた各種帳票をｅ−Ｇｏｖの電子送達サービスを活用して電子的に提供し、オンライン上での確認を可能とする「オンライン事業所年金情報サービス（仮称）」を構築し、令和４年度中にサービスを開始する。

（個人に対する取組）</td>
<td>（照会・情報提供）
○e-Govの電子送達機能を活用し、新たに保険料額や増減内訳等の情報を電子送付するサービス（オンライン事業所年金情報サービス）を令和５年１月から開始する予定です。
○電子送付の利用が進むことにより、お客様は定期的かつ迅速に情報を入手することが可能となります。

＜個人に対する取組＞
マイナンバーカード・マイナポータルとねんきんネットの認証連携をベースとして、納付、免除、通知、申請の各機能について、オンラインサービスを構築・展開する方針で取り組んでいます。
マイナポータル経由のねんきんネット利用者数は、約69.5万人（令和３年度末）から129.1万人（令和４年10月末）となり、順調に推移しています。
【マイナポータル経由のねんきんネット利用者数】
<table>
<tr><td>対象月</td><td>令和２年度末</td><td>令和３年度末</td><td>令和４年10月末</td></tr>
<tr><td>利用者数</td><td>約７万人</td><td>約69.5万人</td><td>約129.1万人</td></tr>
</table>
（注１）マイナポータルとねんきんネットの認証連携の改善は令和３年７月から開始。
（注２）ねんきんネット利用者数は、令和４年 10 月末時点で約 832.9 万人となっています。

（国民年金保険料の納付）
○国民年金保険料の納付環境の多様化を図るべく、①納付書による納付方法の拡大、②納付書によらない納付方法の拡大、③口座振替手続の簡素化の実現に向け、以下の取組を進めています。
・納付書のバーコードをスマートフォン（アプリ）で読み込みキャッシュレス納付できる仕組みの構築（令和５年２月サービス開始予定）
・ねんきんネットの納付記録画面にPay-easy（※７）での支払いで利用する番号を表示することにより、納付書がなくてもネットバンキングから納付できる仕組みの構築を検討
・口座振替について、簡易に電子申請を可能とする仕組みの構築を検討
（※７）日本マルチペイメントネットワーク運営機構が運営する各種税金や電話料金などの支払</td>
</tr>
</table>

	いをパソコンやスマートフォン、ATMから行うことができるサービス
○国民年金の加入手続・保険料の免除申請等について、既保有情報等をあらかじめ申請画面に表示することによってお客様の入力の手間を極力省いた簡易な電子申請を可能とする機能を構築し、令和４年５月からサービスを開始する。	（国民年金保険料の免除） ○国民年金の加入手続・保険料の免除申請等について、マイナポータルを活用し、お客様の情報をあらかじめ申請画面に表示することによって入力の手間を省いた簡易な電子申請を可能とするサービスを令和４年５月から開始し、10月末までに6.5万件利用されています。
○個人向け通知をマイナポータル経由で電子的に提供する環境を構築し、令和４年10月から社会保険料（国民年金保険料）控除証明書、令和５年１月から源泉徴収票についてサービスを開始する。	（通知） ○これまで紙で送付していた社会保険料（国民年金保険料）控除証明書について、マイナポータルを活用し、お客様に電子送付するサービスを令和４年10月から開始し、マイナポータル経由でねんきんネットを利用されている控除証明書送付対象者15.7万人に、紙通知書と電子通知書の両方を送付しました。 また、電子送付した社会保険料（国民年金保険料）控除証明書は、原本としてe-Taxでの確定申告に利用できます。 ○令和５年１月からは公的年金等源泉徴収票の電子送付を開始する予定です。
○扶養親族等申告書など年金給付関係届書について、簡易な電子申請を可能とする環境整備に向けた検討を進める。	（申請） ○年金給付関係の届書について、機構が保有しているお客様の情報をあらかじめ表示した申請画面をねんきんネット上に用意し、簡単に電子申請できる届書を順次増やしていくための開発を以下の通り進めています。 ・扶養親族等申告書（令和５年９月開始予定）。 ・老齢年金裁定請求書（令和６年４月開始予定）。
＜デジタルワークフローの確立＞ （紙をなくす・紙を移動させない事務処理の実現）	**＜デジタルワークフローの確立＞** デジタルワークフローの確立に当たっては、電子データによる審査・電子決裁を前提とした「紙をなくす・紙を移動させない」事務処理の拡大を図るため、経過管理・電子決裁システムのデータ処理対象届書の拡大、システムチェックを活用した審査工程の短縮、届書受付拠点と処理拠点の分離を可能とする管轄に捉われない業務処理体制の整備に取り組んでいます。

<table>
<tr>
<td>○令和４年10月稼働に向けて、経過管理・電子決裁システム等の電子決裁対象届書の追加及び事務処理の改善に係る開発を着実に進める。

○事務センターにおいて、経過管理・電子決裁システムの特性である届書の画像化・データ処理を最大限に活用し、大規模事務センターの業務を他の事務センターに分散する等、事務センターの規模・業務量の平準化を図る。

○機構内において、紙で出力して利用・保管している各種帳票について、電子データで利用・保管することができるようシステム開発やルール整備を進める。</td>
<td>※経過管理・電子決裁システム対象届書の拡充の取組状況については、「８.社会保険オンラインシステムの改善・開発」に記載。

（事務センターのビジネスモデル確立）
○届書の画像化・データ処理による紙媒体を移動させない処理が実現し、受付拠点と審査処理拠点の分離が可能となったことを踏まえ、事務センターの規模・業務量の平準化を図るため、令和３年度の夏季繁忙期から、大規模事務センターの審査・決裁業務の一部を他の事務センターに分散し、業務処理を行う体制の構築を進めており、令和３年度に引き続き令和４年度の夏季繁忙期においても目標処理期間内に審査・決裁業務を完了しました。
○更なる事務センターの規模・業務量の平準化に向け、令和４年10月から業務分散の範囲を拡大しました。

【業務分散拡大の実施内容】
<table>
<tr><th>分散元</th><th>対象届書</th><th>分散先（※８）</th></tr>
<tr><td rowspan="2">東京広域</td><td>算定基礎届
月額変更届
賞与支払届</td><td>北海道、<u>仙台広域</u>、神奈川、金沢広域、<u>名古屋広域</u>、<u>大阪広域</u>、京都、兵庫、岡山広域、高松広域、<u>福岡広域</u></td></tr>
<tr><td>国民年金保険料免除・納付猶予申請書
国民年金保険料学生納付特例申請書</td><td>高崎広域、広島広域</td></tr>
</table>
（※８）下線は令和３年７月から実施済み

（内部帳票の電子管理）
○処理結果の確認や照会対応など機構内部で利用するために紙に出力している一覧表や確認リスト等の489帳票（年間約2,700万枚）について、電子データによる利用・保存を推進することとしています。
そのうち、出力枚数が多い「保険料増減内訳書」等の４帳票（年間約1,100万枚）について、先行して電子管理を行うためのシステム開発を行い、令和３年度までに電子データ化を実施しました。
○残る485帳票（年間約1,600万枚）についても、システム開発を進めています。</td>
</tr>
</table>

10. その他（リスク管理体制、女性活躍・働き方改革の推進等）

令和４年度計画の概要	令和４年度の主な取組状況
（リスク管理体制の整備等） 〇機構全体のリスク管理体制について、リスク統括部や調達企画部、本部事業管理部の設置を行ってきているが、より実効性・効率性を高める観点から見直しを進めるとともに、業務監査機能を強化し、リスク管理体制が有効に機能しているかのチェックを行う。	（リスク管理体制の整備等） 〇リスク管理の更なる強化を目的として、令和４年４月に「三線防御体制（※）」の確立に向けた体制整備等を行い、第三線として、監査部内にリスク管理体制が有効に機能しているかチェックを行うグループを設置しました。 〇令和４年度においては、記録調査業務の事務センターから年金記録業務室への集約に伴う業務運営について当該グループによる監査を実施し、助言・提案をしました。 〇その助言・提案等を受けて、 ・事業単位又は部署単位で届書の受付、処理件数等をモニタリングし、本部現業の処理遅延のリスクを早期に把握する仕組みを構築するとともに、第二線として、本部現業に関するリスク管理を行う機能をリスク統括部に統合 ・記録調査業務の処理方法の見直し ・第二線として、業務品質管理部が、業務を本部に集約する際の事前検証 を行うこととし、その体制の整備に着手しました。 （※）機構においては、三線防御体制を以下のとおり位置付けている。 第三線　：第二線に対するリスク管理体制の整備・運用状況の有効性に関する監査を行う部署（監査部監査第１G） 第二線　：第一線のリスク管理のルールを定め、ルールの順守状況をモニタリングし、リスクへの対応を行う部署（リスク統括部、業務品質管理部、調達企画部、情報管理対策室、システム企画部、コンプライアンス部等） 第一線　：リスクオーナーとして、事業を行う部署（年金事務所、事務センター、本部事業担当部署）
（契約の競争性・透明性の確保等） 〇調達手続の透明性の確保、品質・競争性の向上及び事務の効率化の観点から、電子入札システムの導入に向けた必要な準備を行う。	（契約の競争性・透明性の確保等） 〇調達手続の透明性の確保、品質・競争性の向上及び事務の効率化の観点から、電子入札システムについて、他官庁等での導入状況調査及び情報提供依頼の結果に基づく仕様等の検討に着手しました。 【参考】＜公正取引委員会からの改善要請に基づく対応＞ 〇令和４年３月にねんきん定期便等の作成・発送業務の入札において談合が行われていたとして公正取引委員会から違反事業者に対し排除措置命令等が行われたことに伴い、当機構に対

	しても調達手続等に係る改善要請が行われたことを踏まえ、公正取引委員会の指導を仰ぎながら、以下の取組を行いました。 ・談合情報に接した場合に公正取引委員会に対する通報を適切に実施できるよう関係する要領を改正しました。（令和４年10月より実施） ・入札に参加する者が他の参加者を把握し得る調達プロセスを改めるため、これまで対面形式で実施していた入札説明会について、オンライン形式により実施することとしました。（令和４年９月より実施） ・上記電子入札システムの早期構築に向けた検討を進めるとともに、当該システムの導入・運用までの間は、入札関係書類等の提出手段を郵便等による送達の方法に限定することとしました。
（女性の活躍推進と働きやすい職場環境の確立） 〇新入構員の半数以上が女性であり、今後の機構事業の安定的運営のためには女性の一層の活躍が不可欠であることから、女性管理職の育成及び登用を進め、令和５年度末の女性管理職比率15.5%の目標の前倒し達成を目指すとともに、職員が健康で仕事と生活の両立ができ意欲をもって働ける職場環境を確立するため、働き方改革の更なる推進の取組を進める。	（女性の活躍推進と働きやすい職場環境の確立） 〇年金制度を安定的に運営する上で、職員の定着・活躍は不可欠であることから、男女ともに仕事と家庭が両立でき安心して働ける職場環境を整備するため、以下の取組を実施しました。 ＜女性の活躍推進＞ 〇女性活躍の具体的な指標の１つである女性管理職比率の向上に向け、管理職登用試験への応募者を増加させるため、階層に応じた個別面談や研修を実施しました。（令和４年８月） 〇令和４年10月時点の女性管理職比率は15.4%であり、一般事業主行動計画の目標（令和５年度末までに15.5%）を前倒しで達成できる見込みです。 〇今後の安定的な女性管理職比率の向上に向け、面談等の個別対応の強化や人事制度面も含めた広範な検討等に取り組むため、令和４年12月に女性活躍の推進体制を強化しました。 ＜働きやすい職場環境の確立＞ 〇下記の休暇について全額有給とする見直しを行うとともに、出生サポート休暇（不妊治療に関する休暇）及び配偶者同行休業を新設しました。（令和４年10月） ・産前・産後休暇（非正規職員） ・介護休暇（正規職員） ・育児時間（正規職員） ・骨髄移植に関する休暇（正規職員） ・妻の出産に伴う休暇（非正規職員） ・妻の産前産後に子を養育するための休暇（正規職員・非正規職員）

	○育児休業の取得促進を図るため、育児・介護休業法の改正に伴い出生時育児休業（産後パパ育休）及び育児休業の分割取得を新設するとともに、育児休業等取得者の代替職員を安定的に配置する仕組みを構築しました。（令和４年10月） ○組織目標に働き方改革の推進を掲げ、組織一体となった時間外勤務の削減に取り組んだ結果、管理職・一般職の時間外勤務は減少傾向にありますが、更なる管理職の負担軽減及び時間外勤務の削減を図るため、管理職が行う管理業務や情報セキュリティに係る各種点検業務の効率化に取り組みました。（令和４年10月から順次実施） ○相対的に時間外勤務が多いお客様相談室長の負担軽減のため、お客様相談室長代理の配置拡大や決裁権限の見直しを行いました。（令和４年10月・11月）

参　考　資　料

目　次

○　国民年金の適用・収納対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ１

○　厚生年金保険等の適用・徴収対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ４

○　年金記録の正確な管理と年金記録問題の再発防止・・・・・・・・・Ｐ７

○　年金相談・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ８

【別表1】

国民年金保険料の納付率等の状況

事項	平成２４年度	平成２５年度	平成２６年度	平成２７年度	平成２８年度	平成２９年度	平成３０年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和３年度 （令和３年９月末）	令和４年度 （令和４年９月末）
第１号被保険者数※1 （対前年度比）	1,864 万人 (-2.1%)	1,805 万人 (-3.1%)	1,742 万人 (-3.5%)	1,668 万人 (-4.3%)	1,575 万人 (-5.5%)	1,505 万人 (-4.5%)	1,471 万人 (-2.3%)	1,453 万人 (-1.2%)	1,449 万人 (-0.3%)	1,431 万人 (-1.3%)	1,411 万人 (-1.2%)	1,398 万人 (-0.9%)
納付月数 （対前年度比）	9,010 万月 (-4.2%)	8,817 万月 (-2.1%)	8,607 万月 (-2.4%)	8,291 万月 (-3.7%)	7,835 万月 (-5.5%)	7,406 万月 (-5.5%)	7,287 万月 (-1.6%)	7,114 万月 (-2.4%)	7,074 万月 (-0.6%)	7,128 万月 (+0.8%)	2,795 万月 (+0.7%)	2,827 万月 (+1.2%)
全額免除者数 （対前年度比）	587 万人 (+3.3%)	606 万人 (+3.2%)	602 万人 (-0.6%)	576 万人 (-4.3%)	583 万人 (+1.2%)	574 万人 (-1.5%)	574 万人 (-0.0%)	583 万人 (+1.5%)	609 万人 (+4.5%)	612 万人 (+0.6%)	535 万人 (+3.5%)	536 万人 (+0.2%)
全額免除率 （対前年度比）	32.0% (+1.6%)	34.1% (+2.1%)	35.1% (+1.0%)	35.0% (-0.0%)	37.5% (+2.5%)	38.7% (+1.1%)	39.5% (+0.9%)	40.6% (+1.1%)	42.6% (+1.9%)	43.4% (+0.8%)	38.4% (+1.7%)	38.9% (+0.4%)
強制徴収の着実な実施※2	最終催告送付 68,974 件 督促状送付 34,046 件 差押実施 6,208 件	最終催告送付 78,030 件 督促状送付 46,274 件 差押実施 10,476 件	最終催告送付 65,654 件 督促状送付 46,586 件 差押実施 14,999 件	最終催告送付 84,801 件 督促状送付 43,757 件 差押実施 7,310 件	最終催告送付 85,342 件 督促状送付 50,423 件 差押実施 13,962 件	最終催告送付 103,614 件 督促状送付 66,270 件 差押実施 14,344 件	最終催告送付 133,900 件 督促状送付 81,597 件 差押実施 17,977件	最終催告送付 142,871 件 督促状送付 89,615 件 差押実施 20,590 件	最終催告送付 42 件 督促状送付 0 件 差押実施 41 件	最終催告送付 2,117 件 督促状送付 15 件 差押実施 46 件	最終催告送付 0 件 督促状送付 3 件 差押実施 6 件	最終催告送付 131,315 件 督促状送付 40,232 件 差押実施 866 件
最終納付率 （現年度からの伸び幅）	64.5% (+5.2%)	65.1% (+6.4%)	67.8% (+8.8%)	70.1% (+9.2%)	72.2% (+9.1%)	73.1% (+9.8%)	74.6% (+9.6%)	76.3% (+10.0%)	77.2% (+9.0%)	78.0% (+8.7%)	77.1% (+7.8%)	79.5% (+8.0%)
過年度１年目 （現年度からの伸び幅）	62.6% (+3.9%)	63.5% (+4.5%)	67.2% (+6.3%)	68.6% (+5.5%)	69.9% (+6.5%)	71.5% (+6.5%)	73.4% (+7.1%)	74.9% (+6.8%)	75.6% (+6.4%)	77.8% (+6.3%)	75.0% (+3.5%)	77.6% (+3.8%)
現年度納付率 （対前年度比）	59.0% (+0.3%)	60.9% (+1.9%)	63.1% (+2.2%)	63.4% (+0.3%)	65.0% (+1.7%)	66.3% (+1.3%)	68.1% (+1.8%)	69.3% (+1.1%)	71.5% (+2.2%)	73.9% (+2.4%)	67.2% (+2.9%)	69.1% (+1.9%)
口座振替実施率 （対前年度比）	35.3% (-0.3%)	35.6% (+0.3%)	35.7% (+0.1%)	35.1% (-0.6%)	35.7% (+0.6%)	35.5% (-0.3%)	34.6% (-0.9%)	33.5% (-1.1%)	33.9% (+0.4%)	34.3% (+0.4%)	31.8% (+0.7%)	31.8% (+0.0%)
クレジット実施率 （対前年度比）	1.5% (+0.1%)	1.8% (+0.2%)	1.8% (+0.1%)	1.9% (+0.1%)	2.3% (+0.4%)	2.9% (+0.5%)	3.7% (+0.8%)	4.5% (+0.8%)	5.5% (+1.0%)	6.5% (+1.0%)	5.4% (+1.0%)	6.2% (+0.8%)
マルチペイメント利用状況 （コンビニ、クレジットカード、インターネット、ペイジー）	1,482 万件 (+7.2%)	1,615 万件 (+9.0%)	1,835 万件 (+13.6%)	1,982 万件 (+8.0%)	2,064 万件 (+4.1%)	1,978 万件 (-4.2%)	2,003 万件 (+1.3%)	2,036 万件 (+1.6%)	2,099 万件 (+3.0%)	2,121 万件 (+1.0%)	1,089 万件 (+2.1%)	1,100 万件 (+1.0%)

※1　第１号被保険者数には任意加入被保険者を含む。
※2　新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、強制徴収の実施について、令和２年度は中止、令和３年度は段階的に再開している。

国民年金保険料 納付率（現年度）の推移（令和３年度～令和４年度）

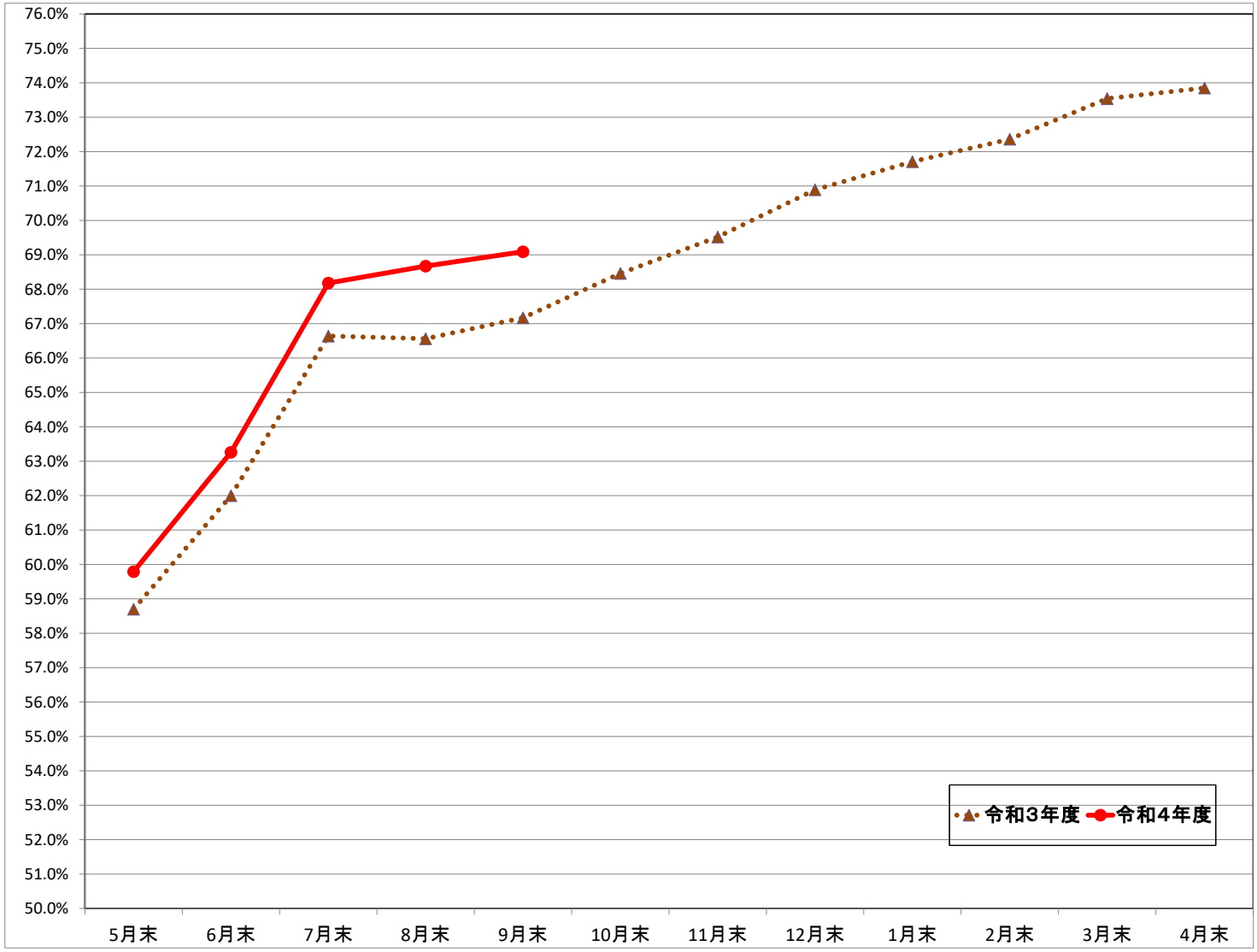

	5月末	6月末	7月末	8月末	9月末	10月末	11月末	12月末	1月末	2月末	3月末	4月末
	4月分	4月～5月分	4月～6月分	4月～7月分	4月～8月分	4月～9月分	4月～10月分	4月～11月分	4月～12月分	4月～1月分	4月～2月分	4月～3月分
令和３年度	58.7%	62.0%	66.6%	66.6%	67.2%	68.5%	69.5%	70.9%	71.7%	72.4%	73.5%	73.9%
令和４年度	59.8%	63.3%	68.2%	68.7%	69.1%							

国民年金収納対策にかかる令和４年度上半期の行動計画の進捗状況（令和４年９月末現在）

（１）年金事務所の進捗状況

	項目	実績件数 A	前年同期 B	対前年同期比 （A／B）	備考
1	特別催告状送付件数	3,261,894	4,248,601	76.8%	令和４年度計画：9,095,000 令和３年度実績：9,626,113
2	最終催告状送付件数	131,315	0	－	令和３年度実績：2,117
3	督促状送付件数	40,232	3	－	令和３年度実績：15
4	差押執行件数	866	6	－	令和３年度実績：46

項番２、３及び４について、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、令和３年度は対象者を限定していたため、対前年同期比は算出していない。

（２）市場化テスト受託事業者の進捗状況

	項目	計画件数 A	実績件数 B	実施率 （B／A）	年間計画件数
1	電話勧奨件数	7,682,763	7,954,893	103.5%	18,289,299
2	戸別訪問件数	1,615,263	1,762,448	109.1%	3,683,496
3	文書勧奨件数	4,302,183	4,335,075	100.8%	10,253,793

厚生年金保険適用・徴収業務の状況

項目		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和3年度 （令和3年9月末）	令和4年度 （令和4年9月末）
1	適用事業所数 （対前年度）	1,867,185 （ 66,566 ）事業所	1,974,655 （ 107,470 ）事業所	2,109,345 （ 134,690 ）事業所	2,227,353 （ 118,008 ）事業所	2,336,872 （ 109,519 ）事業所	2,435,755 （ 98,883 ）事業所	2,509,333 （ 73,578 ）事業所	2,598,341 （ 89,008 ）事業所	2,556,577 （ 82,816 ）事業所	2,649,234 （ 92,657 ）事業所
2	被保険者数 （対前年度）	35,985,388 （ 712,567 ）人	36,863,741 （ 878,353 ）人	38,217,576 （ 1,353,835 ）人	39,112,169 （ 894,593 ）人	39,806,245 （ 694,076 ）人	40,374,470 （ 568,225 ）人	40,472,127 （ 97,657 ）人	40,645,172 （ 173,045 ）人	40,896,187 （ 197,273 ）人	41,280,843 （ 384,656 ）人
3	滞納事業所数 （対前年度）	138,162 （ −3,122 ）事業所	135,860 （ −2,302 ）事業所	134,940 （ −920 ）事業所	135,306 （ 366 ）事業所	133,807 （ −1,499 ）事業所	142,139 （ 8,332 ）事業所	160,308 （ 18,169 ）事業所	147,750 （ −12,558 ）事業所	157,440 （ 9,690 ）事業所	145,479 （ −11,961 ）事業所
4	差押事業所数 （対前年度）	25,094 （ 468 ）事業所	24,300 （ −794 ）事業所	25,174 （ 874 ）事業所	27,581 （ 2,407 ）事業所	30,978 （ 3,397 ）事業所	33,142 （ 2,164 ）事業所	3,357 （ −29,785 ）事業所	6,781 （ 3,424 ）事業所	3,624 （ −3,157 ）事業所	6,944 （ 3,320 ）事業所
5	口座振替実施率 （対前年度）	83.1 （ −0.2 ）%	83.2 （ 0.1 ）%	83.0 （ −0.2 ）%	82.7 （ −0.3 ）%	82.8 （ 0.1 ）%	81.8 （ −1.0 ）%	81.0 （ −0.8 ）%	81.4 （ 0.4 ）%	81.5 （ 0.1 ）%	81.2 （ −0.3 ）%
6	収納率 （対前年度）	98.6 （ 0.2 ）%	98.8 （ 0.2 ）%	98.9 （ 0.1 ）%	99.0 （ 0.1 ）%	99.1 （ 0.1 ）%	99.1 （ 0.0 ）%	97.5 （ −1.6 ）%	98.3 （ 0.8 ）%	96.0 （ −2.3 ）%	96.6 （ 0.6 ）%

厚生年金保険の適用促進に係る取組状況

未適用事業所に対する適用促進

○　従来より、雇用保険適用事業所情報（平成14年度～）、法人登記簿情報（平成24年度～）を活用し、未適用の可能性がある事業所を把握し、加入指導に取り組んできた。

○　平成２７年度からは、国税庁より、従業員を雇い給与を支払っている法人事業所の情報の提供を受け、これを加入指導に活用することにより、更なる適用促進の取組を進めている。

年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3
新規適用事業所数	91,457	113,430	157,184	182,422	165,007	157,818	146,533	120,898	133,305
うち、加入指導により適用した事業所数	19,099	39,704	92,550	115,105	99,064	100,727	91,342	99,682	104,225
加入指導により適用した被保険者数	56,329	123,649	239,024	265,002	228,970	200,155	175,774	232,406	217,762

適用事業所に対する事業所調査

○　被保険者の資格や標準報酬等の詳細な確認等を総合的に行う総合調査を強化することにより、未適用従業員に係る適用漏れの防止及び届出の適正化を推進している。

年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3
総合調査実施数	98,106	185,856	210,959	297,777	323,986	326,474	263,468	234,321	242,793
調査により適用した被保険者数	18,178	14,713	13,170	9,007	19,241	38,072	28,365	19,725	27,252

これまでの取組による適用状況

厚生年金の適用の可能性がある者（国民年金被保険者実態調査における推計）

約200万人程度〔H26.3末時点〕 → 約105万人程度（※）〔R2.3末時点〕

※適用拡大により対象となった短時間労働者約13万人程度を含む

厚生年金の適用の可能性がある法人事業所（国税庁情報に基づく調査対象）

約97万件〔H27.3末時点〕 → 約16.8万件〔R4.9末時点〕

↑ 約47万件

〔この間に新たに厚生年金の適用の可能性があると判明した法人事業所〕

（速報値ベースのため不確定数値）

厚生年金保険料・健康保険料・船員保険料　徴収状況（４月～９月に係る取組）

令和４年９月末

指標名		令和４年９月	令和３年９月	対前年同月比
保険料決定額（過年度分を含む）①	厚生年金保険	174,312 億円	172,582 億円	1,730 億円
	協会管掌健康保険	57,764 億円	56,944 億円	820 億円
	船員保険	197 億円	200 億円	-3 億円
保険料収納額（過年度分を含む）②	厚生年金保険	168,405 億円	165,595 億円	2,810 億円
	協会管掌健康保険	54,453 億円	53,548 億円	905 億円
	船員保険	182 億円	182 億円	0 億円
不納欠損額③	厚生年金保険	94 億円	108 億円	-14 億円
	協会管掌健康保険	54 億円	64 億円	-10 億円
	船員保険	0 億円	0 億円	0 億円
収納未済額①－②－③	厚生年金保険	5,813 億円	6,879 億円	-1,066 億円
	協会管掌健康保険	3,257 億円	3,332 億円	-75 億円
	船員保険	15 億円	17 億円	-2 億円
保険料収納率②／①	厚生年金保険	96.6 %	96.0 %	0.6 %
	協会管掌健康保険	94.3 %	94.0 %	0.3 %
	船員保険	92.3 %	91.1 %	1.2 %

（注）「協会管掌健康保険」とは、全国健康保険協会が運営する主に中小企業の従業員を対象とした健康保険のことです。
協会管掌健康保険の保険料については、厚生年金保険料等と併せて、機構が一括して徴収を行っています。

未統合記録（5，095万件）の解明状況

＜令和4年9月時点＞

Ⅰ 〈解明された記録〉 3，341万件	（1）基礎年金番号に統合済みの記録	2，062万件
	（2）死亡者に関連する記録及び年金受給に結び付かない記録	1，279万件 ① 死亡者に関連する記録 750万件 ② 年金受給に結び付かない記録 528万件
Ⅱ 〈解明作業中又はなお解明を要する記録〉 1，754万件	（1）現在調査中の記録 （ご本人からの回答に基づき記録を調査中）	0．4万件
	（2）名寄せ特別便等の対象となったが、未回答等のため持ち主が判明していない記録	657万件 ・ご本人から未回答のもの 211万件 ・「自分のものではない」と回答のあったもの 160万件 ・お知らせ便の未到達のもの 39万件 ・その他（注1） 247万件
	（3）持ち主の手がかりがいまだ得られていない記録	826万件 ～想定される例～ ・死亡していると考えられるもの ・国外に転居していると考えられるもの ・届出誤り（誤った氏名・生年月日）により収録されたもの ・事情により別の氏名や別の生年月日で届出したもの
	（4）（1）～（3）の記録と同一人と思われる記録（注2）	271万件

人数ベース 1，582万人
（受給者 1，096万人
被保険者等 486万人）

※端数処理の関係上、各項目の合計と未統合記録との間に差が生じる場合がある。
（注1）「その他」は、「「訂正がある」との回答だったが、調査の結果ご本人のものではなかったもの」、「基礎年金番号のある記録と名寄せされたが、その記録が対象記録と期間重複があり特別便の対象からはずれたもの」、「黄色便の送付対象として氏名等の補正を行ったが、基礎年金番号のある記録と名寄せされず、黄色便が送付されなかったもの」等
（注2）（4）は、（1）～（3）の記録と氏名、生年月日、性別の3項目が一致した記録

年金事務所の来訪相談件数

年度推移

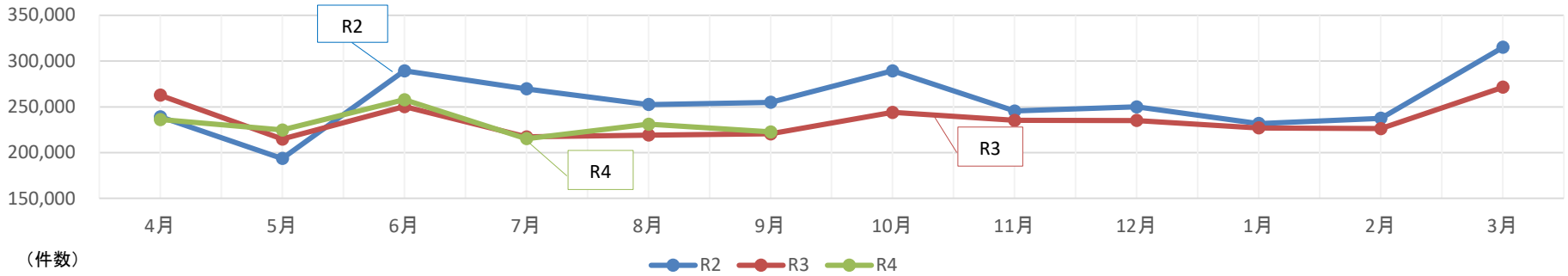

年度実績

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年度合計	年度平均
R2	239,184	193,613	289,303	269,646	252,555	254,830	289,350	245,510	249,886	231,844	237,410	314,988	3,068,119	255,677
R3	262,713	214,754	250,288	217,137	219,104	220,483	244,011	235,176	235,129	226,951	226,168	271,404	2,823,318	235,277
R4	236,080	224,762	257,688	215,191	231,078	222,635	—	—	—	—	—	—	1,387,434	231,239

年金事務所の予約件数

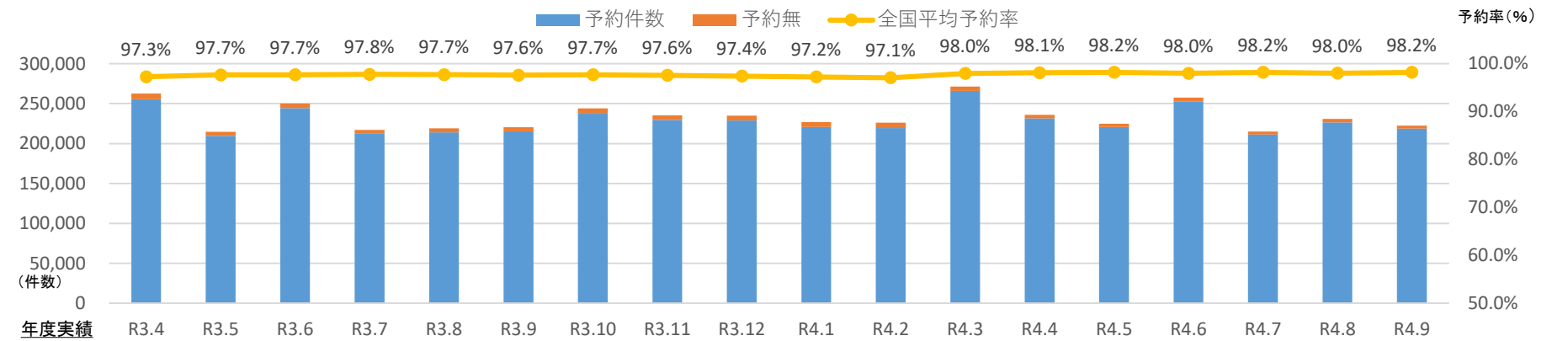

年度実績

	R3.4	R3.5	R3.6	R3.7	R3.8	R3.9	R3.10	R3.11	R3.12	R4.1	R4.2	R4.3	R4.4	R4.5	R4.6	R4.7	R4.8	R4.9
予約件数	255,535	209,751	244,518	212,335	214,141	215,230	238,426	229,514	229,036	220,681	219,564	265,896	231,641	220,742	252,555	211,308	226,549	218,637
総相談件数	262,713	214,754	250,288	217,137	219,104	220,483	244,011	235,176	235,129	226,951	226,168	271,404	236,080	224,762	257,688	215,191	231,078	222,635
全国平均予約率	**97.3%**	**97.7%**	**97.7%**	**97.8%**	**97.7%**	**97.6%**	**97.7%**	**97.6%**	**97.4%**	**97.2%**	**97.1%**	**98.0%**	**98.1%**	**98.2%**	**98.0%**	**98.2%**	**98.0%**	**98.2%**

※予約率を算出する際の総相談件数は出張相談を含む。

コールセンター（全体）月別応答状況＜令和4年4月～令和4年9月＞

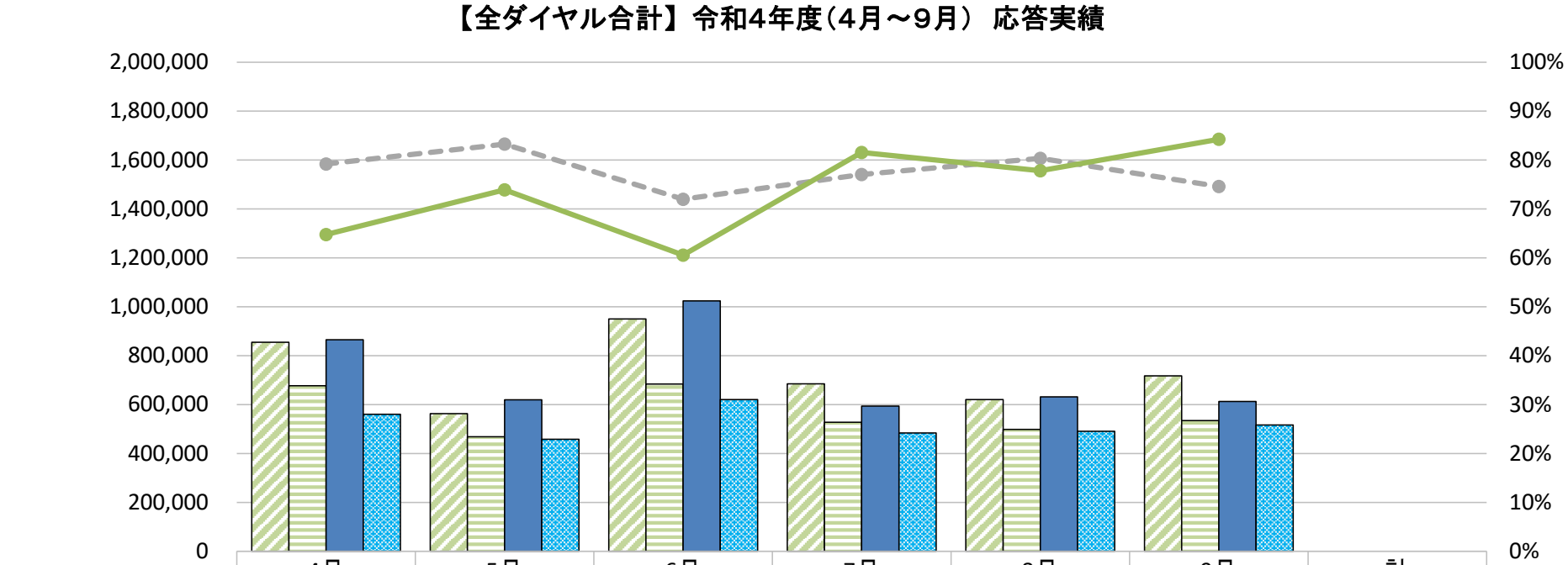

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	計
昨年度総呼数	854,639	562,645	950,176	684,869	620,748	717,093	4,390,170
昨年度応答呼数	676,957	468,451	684,103	527,706	498,823	534,944	3,390,984
今年度総呼数	865,390	619,596	1,024,263	593,766	631,262	613,036	4,347,313
今年度応答呼数	560,503	457,960	620,434	484,346	491,136	516,490	3,130,869
昨年度応答率	79.2%	83.3%	72.0%	77.1%	80.4%	74.6%	77.2%
今年度応答率	64.8%	73.9%	60.6%	81.6%	77.8%	84.3%	72.0%